

第3 シンポジウム

第1回シンポジウム

司法改革と

法曹人口の増員

社会の変化と市場原理の中で
「弁護士 の 使命と課題」を考える

とき 平成20年8月26日(火) 午後6時〜9時
ところ 大阪弁護士会館2階ホール



パネリスト

- 大川 真郎 弁護士任官について最高裁と協議(2000年〜2002年)。元日弁連事務総長(2002年4月〜2004年3月)。
- 久保井一匡 日弁連副会長(大弁会長)のとき司法改革ビジョン作成。元日弁連会長(2000年4月〜2002年3月)。
- 関根 幹雄 消費者問題、弁護士費用敗訴者負担の反対などに取り組む。元大弁消費者問題委員会委員長、元大弁情報問題委員会委員長。大弁司法改革推進本部法曹人口問題部会長。
- 谷 英樹 岸和田で9年、大阪で3年、堺で5年開業。若手の声アンケート調査を増田広充会員と担当。58期。嘉手納基地爆音訴訟弁護団。
- 西村 健 国民の司法参加制度の実現に取り組む。日弁連裁判員制度実施本部事務局長。京都大学法科大学院特別教授(法曹倫理)。
- 増田 尚 法曹人口問題について積極的に発言。大弁法曹人口問題PT委員。大阪パブリック法律事務所副所長。
- 森下 弘 前大弁刑事弁護委員会委員長。立命館大学法科大学院教授。元日弁連常務理事。元日弁連人権擁護委員会委員長。大弁選択議定書批准推進協議会座長。(日弁連を中心に国際人権関係に取り組む)。2002年10月から2005年10月まで「宮津ひまわり基金法律事務所」の初代所長。現在は大阪で開業。(アイウエオ順)
- 山下 潔
- 由良 尚文
- コーディネーター
- 辻 公雄 弁護士費用敗訴者負担反対その他司法問題対策に取り組む。元日弁連司法改革実現本部副本部長。日弁連弁護士費用敗訴者負担対策委員長代行。裁判官増員、地域司法計画などに取り組む。日弁連常務理事。大阪地域司法計画プロジェクトチーム座長。
- 松森 彬

開会

総合司会(川島) 本日総合司会をさせていただきます川島と申します。よろしくお願いたします。(拍手)。最初に春秋会を代表しまして、春秋会筆頭常任幹事の齋藤ともよ弁護士が挨拶を申し上げます。



開会の挨拶

齋藤 本日は、春秋会の創立50周年記念シンポジウムにお集まりいただきまして、ありがとうございます。



春秋会は、1958(昭和33)年7月5日に結成されました。本年度50周年を迎えます。当初の結成の趣旨は、大阪弁護士会役員選挙に絡む買収、供応の弊風の刷新であり、選挙が公正明朗にならないければ役員候補者を推薦しないというものでした。その後、春秋会は、監視批判団体から政策団体へ転換し、弁護士会の会長、副会長などの役員も送り出し、綱領に書かれた基本的人権の救済、司法改革などを目指して活動してきました。現在、春秋会の会員は、本年8月で540名を超えています。その間、春秋会の会員には、大阪空

港訴訟、西淀川公害訴訟、交通事故の救済、消費者被害、さらに刑事弁護における刑事事件の改革等々で活躍してこられた方が大勢おられます。春秋会は、当初の60名から現在540名に増えたわけですが、40周年の段階ではまだ420名を超える数でした。この10年間に、40周年時点にはなかった司法改革が決まり、すでに幾つかが実行に移されており、まず一つは、刑事の被疑者弁護で、ロースクールと法テラスが作られ、そして裁判員制度の実施を次年度に控えております。最近では、法曹人口問題について、8月6日の臨時総会で弁護士会の決議が出ましたように、非常に議論が白熱し、さまざまな点から活発な議論が行われております。本日の記念シンポジウムですが、前年度の関根筆頭常幹はじめ前年度の常幹の方々、及び50周年の実行委員会が結成され、1年近く準備を重ねてきました。本日の「司法改革と法曹人口の増大」と題

を得たものだと思います。本日の議論が実り多いものとなり、さらに今後につながるものなることを期待しまして、開会のあいさつとさせていただきます。(拍手) 総合司会 それでは、まずは、パネルディスカッションに先立ちまして、法曹人口問題の推移と課題について、松森弁護士に基調報告をしていただきます。

基調報告

司会 松森 松森と申します。15分で法曹人口問題の歴史をお話しさせていただきます。大変無茶な話ですが、分かりにくい点もあるかと思いますが、よろしくお願いたします。この後のパネルディスカッションの議論のきっかけになればと思います。

私がお話しさせていただきますことは、レジメの「法曹人口問題の経緯と課題」に大体書いています。資料集も参考にしていただければと思います。

大きく分けて、今回の増員が決まるまでの日本の法曹人口についての経緯と、今回の急増に伴って生じているいろいろな問題ということになるかと思えます。



わが国の法曹人口の最大の特徴は、合格者500人という時代が大変長く、約30年間続いたということです。資料集の資料番号1の下に司法試験合格者数の推移の表があります。1966年から、合格者は500人前後が30年続きました。この歴史の中で日本の今の司法の性格がかなり規定されたのではないかと思います。裁判件数は、1960年から2000年

までの40年の間に3倍近くに増えましたが、裁判官のほうは13倍にしかならなかった。つまり、裁判官は、事件数の伸びからすれば2倍になっていてもよかったのに、ほとんど増えませんでした。

戦後、最初に法曹人口の問題と司法のあり方が大きく議論されたのは、1964年に意見書が出た臨時司法制度調査会です。これは、裁判官が不足しているということで設置されたものでして、今度の司法改革のように司法全体をとらえるというよりは、裁判官の不足をどうするかというのが主要な観点であったと思います。そのとき弁護士会は、法曹一元を主張しました。ただ、合格者全体の増員については、その後もそうでしたけれども、弁護士会は必ずしも積極的ではなかった。むしろ反対してきたと思われれます。臨時司法制度調査会の意見で、合格者を年間500人に増やすことになりましたが、その後、最高裁は、裁判官を増やさずに効率化とか裁判所の統廃合でもって裁判官不足を乗り

切ろうとしました。法曹一元が実現せず、効率化は進み、その後、日弁連は最高裁の方針に抵抗してきました。臨時意見書の後の数年間は、裁判所と弁護士会がかなり対立するという構図で進みま

た。そして、法曹三者は、合格者数の増加についてはいずれも消極的になってしまいました。最高裁は、臨時意見書の後は、長く裁判官の増員が必要がないという姿勢をとりました。なぜそうなったかですけれども、裁判官の給与がその後だいたい高くなったのですが、それを維持することが背景にあったのではないかと思います。また、法務省は、検事が足りないで、法曹資格のない副検事に肩がわりをさせました。現在副検事は900人で、全体の3分の1ぐらいになります。

日弁連は、裁判官の増員こそが日本の司法の最重要課題だという意見で、私も、そのテーマに関わってまいりました。

1967年ごろ裁判所は右翼か以外の各界も法曹の増員を求めました。

もう一つ指摘しておかなければならないのは、それまでは司法のことは法曹三者で決めるということになっていました。それでいいという国会決議が2度ほどありましたが、今度の司法改革のころになりました。国会こそ最高権限を持つていないところではないか、司法制度を法曹三者だけで決めていいのかという議員からの反発があったということです。

そういう中であって日弁連が今度の司法改革にどういう姿勢をとったかですが、日弁連は、その前から当番弁護士などの制度を始めていましたし、大阪では府下の法律相談を拡充するなど、司法改革という名前は付けていませんでしたけれども、国民に使いやすい司法にするいろいろな努力をしてきました。ただ、司法改革という名前です。1990年の日弁連の司法改革宣言のときからです。

その後、外部の増員の声に対し

らの攻撃を受け、それに呼応して裁判官の青法協加入をやめさせ、裁判官に対する統制を強めました。修習生が罷免されたり、任官を希望した修習生がたくさん任官を拒否されたり、再任が拒否されたりしました。裁判所のあり方に問題意識を持つている裁判官は支部から支部へ転動を余儀なくされるなどの差別を受け、安倍という判事は、「犬になれなかった裁判官」という大変刺激的な題名の本をその後出されたりしています。

外国の裁判官と比べても日本の裁判官は市民的自由のない状況に置かれていたということがありました。日弁連が司法改革を取り上げたときに、最も重要なテーマとして裁判所・裁判官制度の改革を置いたのも、そういう歴史があるからであるということをやはり確認しておく必要があると思います。

日本の司法の特徴は、そういうふうに裁判所の官僚制と、裁判官、検察官、それから弁護士も含めて、全体に法曹が少なくて、予算もつ

あつて、国民からすれば縁遠い存在になったということがあるのではないのでしょうか。司法改革の途中で民事裁判の利用者調査が行われたのですが、「満足」「やや満足」という答えを出した人は合わせてもわずか18%でした。裁判利用者からすれば、満足できる裁判になつていないということです。

人口の問題に戻しますと、20年ほど前に法曹以外の人々の意見を聞いて協議をしたところ、法曹を増やすべきだという意見が大勢でした。今につながる流れが1988年の法曹基本問題懇談会から始まると言つていいと思います。これは、当時検事のなり手が28人までに減つて、法務省がそういう懇談会を設けて外部の意見を聞いたところ、当時合格者は500人だったわけですけれども、700人ぐらいにしてはどうかということでした。今から思えば小さな数の変化なんですけど、これについて会の内外で激しい議論がありました。

そして、その後、法曹養成制度

等改革協議会ができませんが、これが4年ほどかかって1995年に出した結論が、今度は1,500人ぐらいにすべきだという意見です。法曹三者は、1,500人は直ちに受け入れませんが、1,000人にするということにして、修習を1年6カ月に短縮するということになりました。私は平成9年に大阪弁護士会の副会長をしましたが、1年6カ月に短縮してはならないという対策本部も設けて運動しましたが、実施されてしまいました。それが1990年代後半の流れです。

当時、社会の各分野、あるいは政党などがある意見であったかといいますが、経済同友会を初めとして経団連もそうですし、連合もそうですし、政党では、自民党も民主党も、法曹はやはり少ないだろうという意見でした。最初は自民党なども、弁護士というより裁判官が足りないということで見を出したようですが、その後経済界から、弁護士も足りないという意見が出ます。そして、経済界

て日弁連は、例えば1,500人と言われたときには1,000人ぐらいでどうかと、ちょっと少なめのところ、一応は同調してきたく思います。ただ、弁護士会のほうから何人が適切だとか、増員が必要だということは言わなかった。よそから言われて答えてきたというのが日弁連ではなかったかと思えます。今この急増の中で私たちがなかなかこれという意見に固めることができないのも、これまでの間に人口についての研究や議論が必ずしも十分ではなかったのではないかという思いがします。

そして、この司法改革の中で、裁判員制度、被疑者国選弁護、新しい扶助制度、法曹の増員と法科大学院制度などが決まったわけですけれども、法曹の増員については、あるいは司法改革の性質については、当時から財界の規制緩和的な政策によるものであつて、日弁連は呼応すべきではないとか、席を同じくして議論すべきではないという議論がありました。例え

ば、自民党の司法制度調査会の議論にも出席するべきかどうかという議論もあったわけですが、日弁連は孤立するべきではないというものが大勢で、司法制度改革審議会にも委員と事務職員を出すことになりました。当初、日弁連は業界団体だから入れる必要がないという意見もあったようですが、法務省が日弁連抜きでの司法制度改革はあり得ないということで、日弁連から人を入れることができたと言いました。ただ、このときの日弁連の取り組みが十分なものであったか、これを今日パネルディスカッションで議論していただくことになりました。

司法制度改革審議会で、2010年ごろに合格者を3,000人に増員するということが決まり、閣議決定になり、その後法科大学院ができ、合格者の増員が進み始めました。この中であって、新たな増員論が規制改革・民間開放推進会議から出てまいります。この組織は、何回も名前が変わりますが、経済界を中心とする人たちの議論の中

で、司法の分野における規制緩和まで求められるようになりましただけで、これについては日弁連はその都度会長声明も出すなどして抵抗してきたわけですが、対応が十分であったかは、この後の議論で出てくるのだらうと思います。

ただ、2006年10月の司法試験終了の二回試験で100名を超える不合格者が出たあたりから、規制改革会議の論議も少し変わりましたし、世の中の雰囲気も変わりましたし、また弁護士会の中の議論が変わってきたように思います。新しい法曹養成制度として法科大学院ができたわけですが、学校のレベルの差が大変大きなものがあるのか、あるいは合格率が低いことから理念どおりに進んでいないなどの問題が出てきて、今回の日弁連の提言あるいは大阪の増員見直し決議のその一つの理由になったというように思います。

弁護士会は、増員は一応是として、ニーズの調査もしてまいりましたし、就職問題の対応もしてまいりました。ただ、最近の一番新

しい調査でも、この12月登録の新しい61期は、17%が未定者で、去年の同時期の8%に比べますと2倍の未定者が現在あるということになります。就職難が今後も進むのではなにかというふうな懸念されているわけですね。

そして、弁護士会の増員の原則見直しをめぐるとは、理由としては、毎年合格者の増加がそれまでに比べて大変大きな単位になってきまして、急増の影響が目に見える形になってきたといえるのが一番大きいことだろうと思います。就職難の問題、それから二回試験不合格者が従前はゼロとか1%でしたが、現在は7%ぐらいに増えていきます。そういう中であって、弁護士会では増員の見直しを求めようになってきました。

ただ、ややこしいのは、司法書士会や隣接職種の人が、法曹の質がそんなに低下しているのならば法曹の増員はやめて、隣接職種に仕事を任せてほしいということも要求しています。司法書士会は

2008年6月に、従前の家裁の代理権、執行の代理権の要求に加えて、法律相談権全部を認めよという決議をしています。弁護士会の増員の見直しが隣接職種の方の業務の拡大につながるのには提言の本意ではないので、誤解を招かないように社会に説明と説得をしていく必要があります。

レジメに結びを書いていますが、結びは申し上げないことにします。この後のパネルディスカッションで法曹人口問題はどこに向かうべきかを議論いただければと思います。ただ、一つだけ私の意見を申し上げさせていただきます。見れば、人口の問題を整備するのであれば、費用の問題も整備をしないと、国民にとって利用しやすすい司法にならないと思います。今日は、弁護士や裁判を利用するときの費用負担についても議論ができればと思っています。

あと、レジメには、これまでの増員を求める理由がどんなものであったか、日弁連の総会決議のときの理由がどういうものであった

かなども紹介しております。また、裁判官、検察官の増員の問題も指摘していますが、この後恐らくご指摘があると思います。

それと、外国でも増員が進んでおりまして、所得格差あるいは失業する法律家というのも生じているようです。今後、外国の実情も研究していく必要があると思います。

それでは、つたない報告はこの辺で終わらせていただきます。パネルディスカッションを始めていただくことにいたします。ご清聴どうもありがとうございます。(拍手)

パネルディスカッション

司会 詳しく報告をいただき、それを参考にして進めたいと思います。きょうのパネラーは、前に座っていただいている方々です。どのような方は、簡単にレジメに載っています。それから、傍聴に来ていただきたい

ている方も論客がいっぱいおられますので、時間があればフロアからの発言もお願いしたいと思います。



それでは、レジメを見てください。その中に今日議論したい事項が書いてあります。どう進めるかですが、まず何人かに大きく総論的な意見を言ってもらって議論の土俵をつくってもらい、その後ディスカッションをしていきたいと思っています。

それでは、まず、久保井先生からよろしくお願いいたします。

パート1 法曹人口の増加と評価

合格者3,000人は新しい時代を切り開くために必要

久保井 私は、今から8年前の臨時総会において法曹人口増員決議の際の会長でした。なぜこの問題を提起したのか、何を目的としていたのか簡単に説明したいと思っています。



当時、日本の社会は、21世紀に入り大きな転期にありました。日弁連では、司法がいかにあるべきかが真剣に議論されてきました。

日本は、明治維新以降、第二次世界大戦で全てを失った後も、大きな成長を遂げましたが、昭和60年ころから、日本の発展途上国型のシステム、行政・官僚主導型、規制型の国家システムが機能しなくなり、バブルとその崩壊を招きました。我々は、官依存型社会から国民自立型・自由競争社会に変わらなければならない、しかし競争をそのまま放っておくと、秩序が保たれない弱肉強食の世の中になるから、官僚に代わる国民のサポーターとして法曹人口を増やし、新しい時代を切り開いていく必要がある、という考え方に立ちました。日本の司法には問題が二つあります。一つは、ボリュームが小さいという点。予算も少なく、人口も少ない。もう一つは、秩序維持のための司法、官のための司法であって、国民のための司法になっていないという点です。司法の量と質を転換する必要があります。これは、強い認識を持ちました。これは、当時、弁護士会で司法問題に携わる弁護士の共通認識で

した。司法は、弁護士のための制度ではなく国民のための制度であるから、国民が必要とする数と質を受け入れようということを、理事會、司法制度改革実現本部での議論を経て、総会に諮ったのです。

総会決議には3,000人という数字はなく、司法制度改革審議会が平成12年度の集中討議の際に3,000人という数字を出してきました。この数字を受け入れなければならぬと確信した理由は、国民の各層の代表が選んだ審議会の意見を、国民の声として真摯に受け止めなければならないと思っただけです。日弁連からも、事務局員2名と委員1名が審議員になっていました。3,000人という数が本場に必要数であるかという点については、ヨーロッパで一番少ないと言われているフランスを基準としても3,000人程度は必要です。人口は日本の3分の1である韓国でも、同時期に司法試験合格者数を1,000人とすることに踏み切りました。改革協が合格者数を1,500人

という数字を出したのがその数年前で、21世紀の基盤整備、行政国家から司法国家への転換のためには3,000人はぜひ必要であるという判断もありました。このような状況から、3,000人の合格者がぜひとも必要であると思ひ、確信を持って問題提起し、確信をもって総会決議に及んだのです。今回少し急激すぎるということからペースダウンということはあるけれども、この3,000人の旗は下ろしてはならないと考えています。



生との人間関係を壊さない程度にご意見に反論していきたいと思います。

司法の容量を大きくして利用しやすくする、そのためには国民にとって必要な質と量の法曹をふやす。こういうことから法曹人口3,000人体制がスタートしましたが、それは、弁護士だけの大幅増員を目指したものではありません。その前提条件として、3,000人体制に見合う法的需要の増大、裁判官、検察官の大幅な増大、企業、行政機関による弁護士

の大量採用などがありました。しかし、本当に残念であります。

司法の容量を大きくして利用しやすくする、そのためには国民にとって必要な質と量の法曹をふやす。こういうことから法曹人口3,000人体制がスタートしましたが、それは、弁護士だけの大幅増員を目指したものではありません。その前提条件として、3,000人体制に見合う法的需要の増大、裁判官、検察官の大幅な増大、企業、行政機関による弁護士

前提条件が果たされていない

関根 久保井先生とは大変親しくさせていただいており、久保井先

その前提条件が殆ど実現されていない以上、この法曹人口体制は見直すことは当然のことと考えます。現状は、弁護士だけの大幅な増加という状況になっています。日弁連の臨時総会から8年経過しても実現されないものが、ここ数年の間に実現できるものではないと思います。このままでは、10年後には弁護士の数が5万人、その10年後には8万人、さらに11万人という体制になります。そうしますと、弁護士の業務問題を含めて極めて困難な道が予想されると考えています。

法曹人口3,000人体制とセットされた法科大学院は、定員数を文科省と大学側に委ねてコントロールできなかったことから、前提であった合格率7割から8割を実現できていない。現在、法科大学院は、一部の実務家教員の大変な努力にもかかわらず、新司法試験合格だけを目的にした予備校と何ら変わらない状況になっています。私は、この合格率7割から8割は最低実現できないと、法

科大学院としての意味はなさないと思ひますので、それに見合った定員を削減すべきであると考えます。

当面どの程度の合格者が必要であるかについて、1,500人に削減した上で前提条件の推移を見て検討すべきです。1,500人といつても、これも増員論なんです。10年後には4万人になるわけです。このことを理解していただきたいと思ひます。

この問題については、日弁連の会長選挙、日弁連の緊急提言、大弁の臨時総会などで、基本的に見直す方向であることは、ほぼ弁護士会の全体の総意になったと思ひます。私は、見直しに向けてどういった運動論を展開していくのかを前向きに検討することが今後の弁護士会全体にとって必要だと考えます。

司会 関根先生、どうもありがとうございます。関根先生から、いろいろな前提条件があつて、それらがうまくいっていないというところで困難な状況になっている

という話がありました。次に、日弁連事務総長として司法改革の詰め作業に深く関与されました大川先生、よろしくお願ひします。

国民的視点で考える必要がある



大川 法曹人口問題は、私を含む個々の弁護士にとって、生活に直結する問題であり、また今後新人弁護士の就職問題もあり、大変深刻な状況であると認識してあります。現状ではこの事態が一気に好転することはないと思ひます。しかし、この問題は、国民的視点で考えなければ私たちの願ひさえ実

現できないと思ひます。今回の司法改革は、様々な関係組織がせめぎ合つて最終的にまとまったものであり、国民的合意といえるものです。しかも、日弁連は、立法作業に関与したのですから、国民に対して責任を負う立場にあり、2010年3,000人という目標の放棄は、よほどの事情がなければ国民に対する説得はできないと思ひます。また、今後の改革は、司法の存在感が極めて希薄で国民に利用されていない現状から、大きな司法を目指すことがコンセンサスとしてあつたということも頭に入れておかなければなりません。ですから、私は、今回の日弁連の緊急提言について、もう少し我慢してほしかったという気持ちです。ただ、法曹人口増には条件があり、政府をはじめ様々な組織・機関が責務を負っています。この責務を果たせなかつたり、あるいは法曹の質が大きく問われてくるということになると、社会問題として深刻になってきます。日弁連としては、問題点を指摘しつつ、

構造改革を見直さなくては

3,000人問題は解決できない

できるだけ自らの責務を果たしながら、それでも全体として前提条件を乗り越えられないということになればスピードダウンを求めなければなりません。

司会 久保井先生、お願ひします。

増田 私は、10年前の1998年に、修習生になりました。1998年は、経団連が意見書を出したり、自民党の司法制度調査会が最終報告書を出したり、あるいは日弁連が司法改革ビジョンを出した年でした。私は、この10年は、「失われた10年」だったと思ひます。先ほど久保井先生から、なぜ司法改革あるいは3,000人の決議が必要であつたかという話がありましたが、そこで語られていた事前規制の緩和と事後救済、そういう位置づけで司法の容量を拡大していく、こういう議論がま

さにこの荒涼たる現状を生み出してきてしまったのではないか。日弁連は、むしろこういう議論と闘うべきではなかったのかというのが私の思いです。



その一つ目として、いわば構造改革の一環として行われたという点を、しっかりと見ていかなければならないと思います。財政改革、行政改革、そして政治改革につなげてきて司法制度改革が言われてきました。財界や自民党などを中心とする勢力が要求してきた司法改革は、弁護士あるいは司法が担っている部分を民間に開放して、おいしい部分を持って行くこと

いう開放の部分と、自由競争をして淘汰をしていくという自由競争論を主たる内容にしているわけです。こういう議論が弁護士の業務が持っている公共性、公益性と相入るものであったのかどうか、そういう検討の仕方が必要なのではないかと思っています。

二つ目は、増員の中で言われていたのが、2割司法という議論です。地方や過疎の問題、あるいは本場に困っている人たちの意見に慮えられていないのではないかとこの議論がありました。しかし、これは政治の大きな流れの中で、地方切り捨て、あるいは弱者切り捨てが進行していった中で起きてきたものです。3,000人に自由競争させれば、地方に行く人も出てくるのではないかとこのように牧歌的な議論が語られていましたが、そういう自由競争では解決できないということがこの10年で明らかになったのではないのでしょうか。そして、適正な配置という問題は、すぐれて政策的な課題であることが認識されたからこ

そ、日弁連の緊急提言、あるいは大阪弁護士会の臨時総会決議につながっていったのではないかと思っています。

三つ目としまして、今起こっている事態は非常に深刻だということとです。就職難の問題があります。これは単に就職できない弁護士だけの問題ではなく、弁護士が公共性、公益性を担う業務を行っているという観点に立つと、国民が将来的に被害を受けてしまうという問題でもあります。過当競争の中で、不採算部門からの撤退というものが現実に行きつつある。人が増えているから大丈夫だろうという議論がありますが、実際に国選弁護が法テラスに移ったことを幸いに、国選弁護から撤退されている弁護士が何人もおられるわけです。東京では一時期3分の1ぐらいしか国選弁護の契約をしていないということがありましたが、弁護士一人一人が薄く広く弁護士会を支えていくという態勢が崩壊しつつあるのではないかと、将来的には、こういう点が弁護士

自治の崩壊につながっていくのではないかとこの危惧を持っています。昨今の規制改革会議は、弁護士自治そのものをくびき呼ばわりし、最近の中間報告で、個人営業という効率の悪い営業の仕方をするなどというところまで口を挟んできています。

しかし、このような構造改革を見直し、政策問題として適正な配置を実現をする、そして今起こっている深刻な事態を改善する上で政策転換をするにも、「2010年までに3,000人」と言っている司法制度改革審議会最終報告書や閣議決定が妨げになっていきます。ですから、私は、速やかに日弁連は3,000人の旗をおろせという方向に切りかえるべきであると思います。

司会 辻 ありがとうございます。増員賛成と反対と交互に話をいただいたのですが、今の話と関連した意見をお持ちかもしれないと思いますので、山下先生、お伺いします。

世界の潮流としての規制緩和と法曹人口増員の問題である

山下 私は、まず一つの命題を出しておきたいと思えます。経済的土台は当該社会の思想となるという命題です。これはドイツイデオロギーの問題になってくるのかもしれないませんが、その問題をまず頭に入れていただきたいということです。それからもう一つは、国際政治の厳しい現実を直視する必要があるのであるということです。

先ほど久保井先生が規制の社会から自由競争の社会へとおっしゃいましたけれども、そのとおりだと思います。実はこれは1979年、今から30年前のサッチャー政権から来る問題があるわけですね、その後ベルリンの壁が破られて、市場経済原理が世界的に徹底したと。その中で、規制緩和の流れがだんだん大きく占めてきたという、国際的な潮流を理解する必要があります。したがって、単に日本の弁護士会のみでこういう潮流を防ぎとめるというようなこ

とは到底不可能なわけですし、抗しがたい潮流があるということですから、まずは理解を深めていただきたい。



その前提のもとに、法曹人口3,000人問題というのは、1979年以降の30年の中の間で開けてきている。これはまず国際政治の現実の問題で理解をいただきたいということですね。どうい

国際的な潮流の中で起きているのかということもグローバルに、視野を広げて見ていただかなければならない。この問題は、いわば日本の資格の規制緩和、久保井先生がいみじくも規制から緩和の世界

とというようなことをおっしゃいましたけれども、そのとおりですが、ただ一つ気をつけたいといけません。問題は、アメリカの対日通商政策のためにアメリカから日本の規制緩和の徹底の要求があったという流れを十分ご理解いただきたい。

それからもう一つは、日本的な話になりますが、経済財政諮問会議と規制改革委員会、その中の規制改革小委員会というのがございますが、この役割です。これは第1次答申から第3次答申がありますが、これは弁護士の資格の緩和と増員であって、裁判官、検察官は対象外です。そして、弁護士法72条の緩和の政策です。これがずっと脈々と今日まで続いてきている。裁判官、検察官は対象外でして、弁護士の大量増員なのです。この点もひとつ確認をお願いしたいということですね。

弁護士みずからを改革するいわゆる登山口だというような議論がございましたが、この議論は規制緩和の徹底の流れの中で法曹人口増加の無限性と資格の規制緩和

につながりかねない危険があります。これがこの6年間ぐらいの中で論証されているというふうに理解しています。

大阪弁護士会では、3,000人問題のことでこの間総会の決議がありました。私は、執行部案については保留しました。どういうことかといいますと、単に合格者を3,000人に増やすという問題ではなくて、やはり法曹人口の問題以外に、資格の緩和、弁護士法72条の緩和など、そういう問題の流れと構造的に一体になっている。このことを見きわめないといけないと思います。日弁連の元会長の本林さんは朝日の論壇で、この問題で弁護士の公益活動の点において、歯どめのような形で言うておられますけれども、大阪弁護士会の動きは、単なる法曹人口3,000人を増やさないということのみならず、資格緩和の、つまり行政書士などが許可主義ではなくて届け出主義に変容していく、この流れを一体として構造的に把握

しないといけないと思います。こういう問題を、今後も警鐘乱打の形で言っておかなければならないのではないかと。そういう意味で、私は執行部の案に賛成し、かつ若手の人たちの案については、その動きの力を引き出すということに保留しました。こういうことでございます。

司会 辻 どうもありがとうございます。増田先生からは、自由競争と事後救済のとらえ方についての構造的な問題点の指摘があり、山下先生からは、規制緩和の国際的潮流という中、資格の緩和も含めて、そういうことを問題としてとらえていくべきだということのご意見がありました。

今ここで足元を見つめるということで、大阪弁護士会の若い人の置かれている状況と意識を知るためにアンケート調査をしました。それについて田村先生から報告いただきます。



若手弁護士のアンケート結果
「孤独感を持つ若手弁護士が多い」

田村 この5年間に大阪弁護士会に登録した56期、現行60期及び新60期の方692名にアンケートをお配りし、うち200名の方からご回答を頂きました。アンケート対象者は法曹人口についての施策の影響を最も受けた期のため、この5年間で何が変わって何が変わっていないのかを明らかにし、シンポの一資料したいと思います。

1. 法曹を志望した理由

「社会正義・弱者救済に貢献でき

る」という回答がどの期も最も多く、30〜60%を占めました。これに対して「収入が良い」という回答は、56期では40%あるものの、それ以降の期は10〜25%に留まりました。

2. 就職活動開始時期
各期とも「実務修習中」に開始したという回答が最多ですが、56期では同回答が96%に上るのに対して57期〜現行60期では60〜80%、新60期は40%と前倒し傾向が窺えます。

3. 就職目的の法律事務所等訪問数
57期以前と58期以降との間で訪問数が11以上という回答割合が顕著に増えており、訪問数の増加傾向が窺えます。

4. 初年度給与
各期とも600万円台の回答が最多ですが、期が下るにつれて低下傾向が見られ、現行60期では30%が500万円台という回答でした。

5. 弁護士になって良かったか。
各期とも「弁護士になって良

かった」という回答が最多ですが、「どちらともいえない」との回答が20〜35%を占めています。また弁護士になって悪かった点については、「仕事の量が多くしんどい」という回答が30〜60%を占める他、「人との交流が疎であり孤独感がある」という回答が25〜50%を占めました。56期から新60期あわせて、その回答をした人は200名中81名で、40.5%に上りました。若手は仕事に忙しいのかもしれないが、孤独感がある者がこれほど多数に上るのはショッキングな結果でした。

ただ「弁護士の仕事に誇りを持つていますか」との問に対してはどの期も80%以上が「誇りを持つている」と回答しており、明るい材料と言えるのではないかと思います。

司会 辻 どうもありがとうございます。

それでは次に、人権活動とか司法改革など多方面に活躍しておられる森下先生に、ご意見をいただいたらと思います。

**司法改革の理念の実現のために
先ず基盤整備を**

森下 私は、久保井さんが日弁連会長だった2000年の日弁連総会決議には棄権しました。その当時は増員に反対していたからです。今度の大阪弁護士会の減員決議についても反対しました。その理由について、三つのことを申し上げます。



一つ目は、日弁連總會のときには、まだ司法改革の意味が見えてきていませんでした。曲がりなりにも、司法制度改革審議会が、法曹人口の増員とともに、司法制度

改革、特に基盤整備について国民に約束をしたと思います。少なくとも審議会はそういう提唱をした。ところがその後、車の両輪であるはずの基盤整備が全くなされぬまま、法曹人口、とりわけ弁護士人口だけが突出してしまつたことで、結果的にそういう約束が守られていないと思います。

二つ目は、この不公平、アンバランスを解決する方法は二つしかないと思います。一つは基盤整備の充実。もう一つは、基盤整備が全くなされていないので弁護士人口は減らすことです。大阪弁護士会の決議は後者でした。私が非常に残念だったのは、やはり基盤整備を飛躍的に拡大すべしということが第一義にあつて、それで人権擁護が図れる、ニーズを掘り起こしていくということを言つたうえで、しかし基盤整備ができていないのであればやむを得ない、当面は増員には応じられないという、その前段の理念が全く欠けていたことです。

最近の司法修習生の成績や程

度を問題視する発言もありましたが、私はロースクールで教えさせて頂いているので、大阪弁護士会の決議を私が採点すれば40点です。全く理念が欠けているからです。主語が「弁護士は」となつており、司法制度改革については最初の半ページぐらいしか書かれていません。しかも、その内容たるや、弁護士会は頑張ってきた、しかしできていない、というだけです。非常に残念です。

三つ目は、減員の理由として弁護士の質が挙げられている点です。質に関する理念、考え方が、減員を求める方々と私とは全く逆です。減員を求める方々は、1,500人になれば全ての弁護士が人権擁護活動をするという前提で、だから、質を保つためには減員すべきだと主張されているように聞こえました。しかし、これは全く現実離れしていると思えます。残念ながら、人権擁護活動を、本当に寝食を忘れてやっている弁護士は多くありません。全員が経済的に安定すれば、それで全員が

人権擁護活動をするような誇り高い弁護士になるかという点、疑問が残ります。

そこで、方向性、政策として、私みたいに司法制度改革について理念を求める考え方と、増田さんみたいな、そんなこと言つてもできっこないから現実を見ろという考え方が生じる。弁護士の質の問題について、私と増田さんは正反對の理念と現実を追い求めている。そういう中で、なかなかコンセンサスが得られないのではないかと思います。

司会 辻 ありがとうございます。

次に、谷先生、司法改革の運動もやり、また社会的に活動もされている、そういう観点からご意見をお願いします。

弁護士は国民のニーズを満たしていないので人口は増やすべき

谷 私の基本的な立場は、法曹人口増員は大いに進めていくべきだという立場です。私が弁護士になつたのは1991年でして、例の改革協から法曹三者の協議会が

設置されて、500人を増やすのか増やさないのかという議論をしていた時です。



91年ごろの議論というのは、今の3,000人と比較して言うとも6分の1のレベルの議論ですけれども、特に弁護士人口がふえれば人権擁護活動が不十分になるのではないかという議論が席巻して

おり、かなりの説得力を持っていました。それが、700人に増えてきたけれども、決してそうではなかったわけです。当時は私も弁護士になったばかりで、ニーズがどうなのかということも十分に実感を持って理解をしていたわけでは

なかった。

私は、森下さんと違い、2000年の決議では賛成しました。そのころから自分自身の認識が変わってきたと思います。基本的な認識は、2割かどうかは別として、弁護士は国民のニーズを満たしていかないということなんです。どんな事件でも来れば受けなければいけません。かとはいいませんが、例えば多重債務問題は、当時の91年ごろはもっと大変な状態にあったけれども、弁護士の活躍する場面というのはごくごく限られていました。それが今や全然様相が変わってきています。それは大いに市民のニーズを満たしてきたということの表れだと思います。

法曹人口増員についての評価の違いも今のニーズについて基本的な認識が違うからだと思います。そうした意味からすると、法曹人口の問題についても具体的なデータも踏まえ議論をしていく必要があると思います。

司会 辻 ありがとうございます。それでは、ひまわり基金法律事務所

務所で、弁護士過疎対策の問題に関わってこられた由良先生、お願いいたします。

地方の司法過疎の解消には 司法行政政策の見直しが必要

由良 期は51期です。私は、10年前に弁護士登録をしまして、3年半は京都市内の事務所です。3年前に、平成一四年10月から3年間、宮津ひまわり基金法律事務所へ赴任をいたしました。3年ほど公設事務所をいたしました。3年前に、大阪弁護士会に登録がえをいたしました。

私が宮津の司法過疎問題に取り組もうと思ったきっかけですが、私は、修習が松江でした。10年前、島根県弁護士会は20人ぐらいしか弁護士がいなくて、日経新聞の社説に、イノシシには会っても弁護士に会えない地域と書かれたことがあったんです。修習中それを見て、ものすごいショックを受けまして、弁護士になってからもそういう問題に取り組もうと思ったのがきっかけです。

宮津は、30年間弁護士がゼロでした。丹後法律相談センターが平成11年にできたんですけれども、私は、その相談員に登録をして2カ月ごとに宮津に通って相談をしていました。毎回、6コマか7コマあるのですが、満杯でした。京都から宮津に行くにも2時間半ぐらいかかりますので、破産事件とかは京都市内まで来てもらうのも大変ですから、破産セットを持って行って、こういうふうには書きなさいと指導して本人申し立てでやってみよう、そういうようなことを2年ぐらい続けました。

京都弁護士会でも、公設事務所の常駐の弁護士が必要ではないかという議論が出てきてまして、ちょうど私も弁護士になって3年半ぐらいになりましたので立候補したという次第です。

地方に弁護士が必要かという観点からでしたら、それは当然必要だということになります。なぜかといいますと、紛争解決手段として司法は必要だと思いませんか。2割司法と言いますが、都

会でもそうかもしれませんが、田舎でも政治決着、談合とか行政、泣き寝入り、暴力、そういう形で紛争が解決されていきます。弁護士がいなくて、裁判所がないところというのは、司法は2割も機能できていないと思います。



それでは、法曹人口が増加したら弁護士過疎、司法過疎が解決するかというと、これはノーだと思えます。人口がふえれば都市部に人口が集中するというのは歴史が証明していると思いますし、医者等の人口がふえても、地方の無医村等が減らないですね。やはり経済活動が盛んなところで我々弁護士

も仕事をせざるを得ないので、単に弁護士がふえれば地方にも弁護士が行き渡るとするのは乱暴な議論だと思えます。

都会で弁護士がふえれば、食えなくなった弁護士が地方に行くというようなこともよく聞きますけれども、これは地方に住んでいる人にとって大変失礼な言い方だと思います。私が行ったときも、多重債務問題、離婚事件から始まりまして、労働事件、解雇されて地位の確認仮処分をしないといかない事件とか医療過誤とか、あと先物事件、田舎のお年寄り狙われやすいですから。そういうありとあらゆる事件をやりました。刑事事件でも強盗殺人、2人ぐらい殺されて死刑の求刑をされた事件もありましたし、殺人事件で犯人性を否認している事件等もやりました。大阪だったらしいいろいろな弁護士が知恵を出し合って共同で受任できるような事件も、地方だと1人でやらないといけません。これはものすごいプレッシャーですし、都会のほうで食いぶちがなく

なった人が行つてできるというようなレベルではないと思います。

それでは、そういう問題をどうやって解決したらいいのかということですが、これは、私は、私自身、戦後、最高裁判所がとってきた司法行政政策というのをもう一回見直さないといけないと思つていま

す。まず1点ですけれども、裁判所は、当初は庶民のための裁判所という視点で発足した簡易裁判所の事物管轄をどんどん増額してきます。事物管轄を、30万円、90万円、140万円にしています。また、昭和63年に簡裁の統廃合をし、平成2年に支部の統廃合をしています。最近では、刑事事件をやらないう支部とか執行事件をやらないう支部をふやしています。これは、都市部でふえている司法、訴訟のニーズに裁判所が追いつけないところがあるんですね。地方を切り捨てて、裁判官、書記官を中央に持つてこなきゃいけない。その流れがあると思います。過去そういう政策をとってきた最高裁に対して、弁護士会は一応反対していま

すけれども、本当に真摯に反対をしてきたかといったら、そうではないと思います。地方で事件を扱えなくなると都市部に持つてきまして、都市部に事務所がある多くの弁護士にとっては便利などころがあると思います。

地方に弁護士がふえるためにはどうしたらいいかということですが、けれども、裁判所もある程度地方にふえなきゃいけないと思つています。大阪では司法過疎という視点が薄いと思いますけれども、例えば大阪地裁枚方支部とか北摂支部とか、極端な話、大阪市内なんか、北町奉行所、南町奉行所みたいな形で北と南に分かれたら、その裁判所の周りに弁護士がふえると思うんです。そうすると、ユーザ一にとても便利ですし、裁判所を利用する弁護士にとっても便利だということになります。宮津にも平成2年までには宮津支部と峰山支部という二つの裁判所があったんですけれども、最高裁からは、司法充実、司法の効率化という名目で峰山支部は切り捨てら

れました。その結果、奥丹後のほうの人は、1時間ぐらいかけて宮津の裁判所に来られます。地裁家裁の支部がないと破産申し立てもできませんし、離婚調停を申し立てられませんが、紛争解決のために裁判所を利用するのは国民ですから、ユーザーである国民が利用しやすい司法をつくっていくためには、裁判所を含めた司法の基盤整備というのが重要だと思います。司会 辻 ありがとうございます。由良先生からは、過疎の解決は人口増だけではないけない、行政改革の見直し、統廃合とかで消えていって支部や簡裁の問題があるというご発言がありました。

次に、西村先生です。裁判員制度の問題で日弁連の中心として活躍されています。

弁護団や刑事弁護委員会への若手の参加、企業法務への進出

西村 私は二つの点を申し上げたいと思います。一つは、確かに同床異夢ではあるけれども、一般の司法制度改革の基本的な方向性は

正しいということですが、もう一つは、人口の点について、私自身は3,000人と初めて聞いたときは正直驚きましたが、ただ、今考えてみると、これまでの法曹人口増の流れは基本的には正しかったと考えています。



まず、司法制度改革の点ですが、私は、専ら国民の司法参加としての陪審制の問題に携わり、その観点から司法制度改革審議会を見てきました。日弁連は従前、久保井さんも言及されていた司法改革ビジョン、刑事司法改革などの観点から陪審制を取り上げてきました。国民主権、民主主義の拡充、

官僚司法の打破、刑事司法改革、こういうところから陪審制を主張してきたわけです。司法制度改革審議会では、当初、国民の司法参加がテーマに入るかどうか問題になりましたが、弁護士会その他が動き、取りあげるべき論点として入りました。司法制度改革審議会での議論の結果、陪審制ではありませんが、裁判員制という形で実現しました。このとき、国民の司法参加に最後まで抵抗したのは最高裁と法務省でした。それはなぜか。自分たちの権力が奪われるからです。官僚司法を守りたいからです。刑事司法改革をしたくないからです。それが、日弁連その他の動きによって司法制度改革審議会が実現し、形は100%ではないですが、その方向での司法改革を目指すことができました。つまり司法制度改革は、今まで弁護士会が悲願としてきたことが、100%ではないけれども、実現したという側面があるわけです。もちろん同床異夢という観点はあるかもしれませんが、今後、日弁連が目指

したものをより進めていく方向に なっているというように考えています。次に法曹人口ですが、3,000人が本当に適切か否かは判りませんが、私自身の最近の三つの経験から、基本的には人口増は正しかったと思っています。一つは弁護団、一つは刑事弁護委員会、もう一つは企業法務の観点です。まず弁護団ですが、私は嘉手納基地爆音被害弁護団に入っていますが、私が弁護士になったころは、弁護団には数年に1度ほどつづいてくる程度でした。ところが法曹人口が増えていくにつれて、田村さん初め優秀な若い人が多数入ってくれるようになりました。法曹人口が増えて人権問題をやらない人が増えるのではという懸念も言われていますが、私は逆に人口が増えてきたので弁護団をやる人も増えてきたと思っています。それから、刑事弁護委員会ですが、現状は33期の森下さんがおり、その後ぼつぼつで、40期代は余りおりませんが、50期代になってく

るとだんだん増えてきています。特に最近若い人が増えつつあります。森下さんが副所長をしているパブリック事務所でも優秀な若い人がたくさんいます。東京でも北千住パブリック、その他各地方の法テラスでも若い弁護士がたくさん入ってきています。その人たちと接していますと、希望を持って、そして能力があってやっつけていきます。これは、一つには人口が増えてきたからだと思います。企業法務については、そこに進出していくことの是非はあるかもしれませんが、しかし法の支配、



法化社会という観点からすれば、企業法務に対し、人権感覚を持つて入っていくことが望ましい一つの方向だと思っています。その観点から

何人かの人が入っていますし、来年から企業に就職することが決まっている修習生を知っています。そのような方は、弁護士事務所で修習をして、いろいろ経験を積んで、恐らく人権問題その他のいろいろな問題に関与し、企業に入っていくその経験を

生かしてもらえると確信しています。こういう人たちが増えていく。これは、法化社会、司法制度改革が目指したものに合致するものだ

ろうと思っています。司会 辻 どうもありがとうございます。ひとつとおり発言をいただきました。全体としては、規制緩和という国際的な潮流の中での問題だということに自覚して3,000人問題の危険性に対応するべきであったという意見と、日本の司法の発展として市民に役立っているのではないかという意見があります。実際は、どういうような状況になっているのか、若い人たちが人数増の影響を受けているのか、ないのか、弁護士の仕事や収入はどうでしょうか。全体としては必要もあって円滑にすすんでいるのではないかという意見と、もう少し辛抱したらいいんだという意見、いや、もう辛抱できないという意見に分かれます。業務としてどうかという点に関して、どなたかご意見を言っていたりませんか。

司法改革はさまざまな観点でのぶつかり合いの中で実現した

大川 設問から外れるのですが、司法改革は、規制緩和の要請により、その目的だけで実現したのではありません。このような観点と、日弁連に代表される憲法的観点、人権擁護の観点、多くの人たちの法的救済という観点との激しいぶつかり合いのなかで実現しました。規制緩和論者にやられたという単純なものではありません。もしそうならば、論者が一番求めている弁護士会の強制加入団体というのとはなっていないでしょう。

また、法曹人口増を求めたのは、経済界だけでなく、労働界団体も消費者団体も求めたことを理解しておかなければなりません。先進諸国の労働裁判件数は最低年5、6万件で、人口8,200万人で労働環境は日本に比べはるかによいと言われているドイツの労働裁判件数は年間60万件。これに対して日本の労働裁判件数は1年3,000件です。もちろん法曹人口

を増やせば対応できるというというものはなく、システムを整備する必要もあり、労働審判法制度もその一つですが、労働界が弁護士人口増を求めているのも理解できます。消費者問題でいえば、例えば、多重債務について、現在230万件の問題件数があり、法改正によって自動的に問題が解決できるわけではなく、まず相談体制を作ることが急務です。この問題で司法支援センターに相談に行くにも2〜3週間待たなければならぬ状況です。さらに、悪徳商法被害や高齢者の虐待など消費者問題に関する相談は大変な件数があるのに、ほとんど手着かずです。人口を増やせばそのまま需要に結びつくわけはありませんが、法曹人口増を求めたのは経済界であると同時に図式化してしまおうと対応を誤ります。

司会 辻 わかりました。山下先生、どうぞ。

抗しがたい国際的な潮流があった

山下 大川さんは、2年間にわ

たって日弁連の事務総長をやられて、日弁連にどっぷりおつきりになって、今みたいなご意見をおっしゃっておられるので、間違いないことだろうと思うんですが、一つだけ指摘しておきたいのです。

大きな国際的な潮流の中で、日本のこの司法改革の閣議決定3,000人増員の問題があるということ、それは弁護士会の力だけで抗しがたい潮流だということ、中で対等に何をしたらとか、せめぎ合いというような用語をお使いになったが、いかにも対抗できるかのような力を持ち合わせているような表現は、この30年の歴史を見れば検証できないことではないかと思えます。単なる現象形態のある一部のところをとらえて、対抗できるかのような幻想を持つべきではないと言いたいですね。おっしゃっていることについてそんなに異論はないですけれども、大きな流れを見て、実際に決定している流れがどうなっているかを見るべきで、弁護士会の力量がいかに

も国際的な流れ、あるいは日本の政治構造、経済構造の中の流れに對抗できるかのような表現は慎んでもらいたいと思います。

司会 辻 わかりました。先ほどのところに戻りまして、現状をどう見るかということですね。現状の弁護士の生活とか収入などについて意見があればどなたかお願いいたします。

現実には法的需要は増大していない

関根 法曹人口3,000人体制については、今現時点でどう見ていくかということ、法曹人口がこのまま3,000人体制になった場合に弁護士の経済的条件はどうなるかということ、この視点がやはり必要だろうと思います。

今現在2万5,000人で、このままいけば10年後には5万人になるわけです。そうしますと、一般的な弁護士の売上げが3,000万円だとしたら、5万人体制になったときに、全体の法的需要の総額が倍にならないと、1,

た施策をすべきかを実情に即して語ってほしいと強く思います。

司会 辻 森下先生どうぞ。

司法関連の予算を倍増して需要を増やせ

森下 関根先生のような考え方は、方針として間違っていると思います。山下先生が言われたように、政府は信頼できません。政府に対し、人権擁護活動をする弁護士や、お上に楯突く弁護士を確保してくれと言ったところで、司法予算が増えるはずはありません。そこが問題なわけでしょう。

そうであるならば我々はだれを味方につけるべきなのか。もつと言えば、我々はだれのためにあるのか。それは市民のためです。関根先生が言われるように、需要がない、そうすると収入が半分になる、それは大変なことだ、というのはそのとおりです。それならば、需要を増やせばいいではないですか。お金がなくて現状では法的なアプローチができない人、そういう人々に法律扶助を拡大して需要

が増えれば、弁護士人口が倍増してもやっていける。現制度では法律に手が届かない人、すなわち市民を巻き込んで、司法予算を倍増すれば今の弁護士人口が倍増したって何とかやれるはずですよ。そうすると、その点を市民に訴え、ニーズを掘り起こすために、司法基盤を整備していくということではないと、政府と対決できないんじゃないですか。

司会 辻 ありがとうございます。

増田先生、現状分析も含めて何かご意見があれば言ってください。

実体法の権利保障規定が後退している

増田 一つは、大川先生のご意見に対しては、私も山下先生のご指摘に近い意見を持っています。せめぎ合いどころの話ではないということですね。本質的な議論は何だったかということ、個々の局面でどうだったかということが混同されているように思います。そのようなご意見は結局、この問題



きょうの東京新聞に四宮啓さんという人が、「弁護士になったら資格があるという理由で仕事やそ

500万円の売上げになってしまふ。1,500万円になったら、弁護士は、経費を考えれば間違いなく生活できなくなります。もちろん2万5,000人から5万人になった場合、3,000万円の売上げが直ちに1,500万円になるとは思わないです。ただ、同じようにそのまま推移するというのは、現在の法的需要の流れから見ても、やっぱり困難だと思います。法的需要についても2000年の臨時総会で非常に明るいバラ色の夢が語られたけれども、現実にはそうはならなかったことがはつきりしてきたんじゃないでしょうか。

3,000人体制が実現できない前に、就職できない弁護士が生み出されました。3,000人体制の前に就職できない弁護士を生み出しても、それでも法曹人口3,000人体制を進めるべきだ、そういう立場であれば、一つの考え方かなと思います。でも、3,000人体制を維持すべきと考えている立場の人はもう夢を語るんじゃないで、具体的にどういつ

の本質が、規制緩和に基づく弁護士及び弁護士の利用主体である国民に対する攻撃であるという点を曖昧にするという危険な役割を果たしていると思っています。

先ほど久保井先生が、当時はテ

れなりの収入があるというのは間違いだ」「資格があれば仕事も収入もあるというのは、普通の業界ではない」と述べている記事が掲載されています。しかし普通の業界ってどんな業界ですか。首を切りたいと思つたらいつでも切られる、給与が安く買いたたかれる、採用している側の都合によってどんどん働かされてもいい、こういうのが普通の業界だ、底辺で苦しんでいる人たちと同じように弁護士も苦しめばいいんだ、こういうことをおっしゃるわけです。実際問題として、このまま進行していけば間違いなく弁護士報酬のダンピングが進んでいくと思います。弁護士の業務自体が過当競争になれば、価格競争でやっつけかざるを得ないわけですから、そうすると雇用している事務員や弁護士の労働条件にもはね返ってくる。本当にそれでいいのかということをお訊ねしたいですね。

それともう一つは需要の問題ですが、紛争があっても弁護士に依頼しないという事情の一つとし

て、客観的に権利が侵害されていても、法律や制度の不備があつて救いようがないというケースがあるわけですね。例えば、解雇の問題です。解雇を自由化しろという議論が一方にあります。解雇を自由化されたら、解雇された人は争いようがないということになります。或いは派遣の問題で、確かに偽装請負について大阪高裁で本当に画期的な判決が出ましたけれども、偽装請負問題を役所に持つていったら、請負の適正化をしますという回答が提示されるわけです。こんな脱法をされても、いわゆるみなし直接雇用のような規定がなければ救われないうわけですね。

結局、こういう実体法による権利保障が規制緩和の中でずるずると後退している。こういう中で弁護士の需要を拡大するとか、いろいろなニーズにこたえていくといつても、具体的には無理なんです。そこを無視している限りは、今の3,000人問題は、卑近な言い方をすれば、弁護士だけがツケを負わされることになるので

す。弁護士だけが歯を食いしばつて頑張れば何とかなる問題ではありませぬ。

3,000人の閣議決定はこれ以上の人口増の歯止めになっているか

山下 久保井先生に質問させていたのですが、先生は、弁護士人口3,000人の旗をおろしてはいけないうと、苦しくとも受け入れて我慢して頑張れ、こういうご意見だったんですが、そうすると先生は、3,000人については閣議決定があるから、それが歯止めになって3,000人以上は多くならない、そういうご意見なのでしょうか。

合格者3,000人を有効に活用できる時代がくる

久保井 3,000人の後の問題については意見を用意していませんが、3,000人は国民に公約した数字でもあるし、日本社会を法化社会・司法国家に転換していくためにも必要な人数であると考

えています。現在修習生の就職が困難であるとか、人数と仕事の数がマッチングしていないという問題はありますが、必ず3,000人を十分有効に活用できる時代が来ると思います。例えば、今、企業においてコンプライアンス経営が重視されている。例えば、船場吉兆。商売は順調に行っている、コンプライアンスで行き詰る世の中です。この社会は法律家が指導していくことが必要です。2、3年前の数字ですが、監査役となっている弁護士は12000人、13000人、社外取締役1500人程度。顧問弁護士がいる事業体は



をどこに入れるべきかという目を曇らせる。大きな司法という「大きな」というところはもうやめてほしいと思います。

司会 辻 どうもありがとうございます。そのほか、現状の需要とか若者の関係とかそういうところでご意見があれば、平場からでも結構です。パネリストの方でも結構です。ご意見をお願いいたします。

修習生の指導はどうしていくのか

細見茂 どなたでも結構ですが、お答えをお願いします。今2,000何百人、これから3,000人ということになります。このごろ弁護士の修習委員のなり手が少ないということも聞きまします。裁判官からも、判事室にたくさんの修習生がいて、大勢の面倒をみきれないという話を聞きます。修習の期間も短くなり、前期修習もなくなり、こういう状況の中で大勢の人をきちつと法曹として養成できると考えておられるのかどうか、また、それを養成する

全体で見ると極めて少ない。監査役に弁護士がなっている事業体も少ないのです。しかし、コンプライアンス経営が社会の要請になれば、徐々に弁護士が浸透していかざるを得ませぬ。

また、先日、ひまわりの10周年記念シンポで、パネラーの一人であった大阪家庭裁判所の裁判官が、成年後見には弁護士をあてたいが候補者リストに数がない、片や司法書士や行政書士からは、弁護士の枠をはずしてくれと申入れがある、弁護士が引き受けなければ隣接業種に回さざるをえませぬよ、と言っていました。労働審判は年間3,000件しかないとのことですが、行政事件も韓国でも5万件、ドイツでは30万件あるのに、日本は年間2,000件です。行政に対する司法のコントロールは、国際社会の大きな流れとして3年・5年たつたら必ず行き届いてきます。そういう意味で、ニーズがないのに箱だけ先に作るということではなく、箱を先に作ればそれに見合ったニーズが付いてき

ためにはこれからどうすべきだと考えておられるのか、ご意見をお願いします。

指導側が少ないことは問題。二割合格ではロースクールは予備校化する

森下 細見先生のいわれるとおり、現状では指導する弁護士が圧倒的に少なく、修習生の実務修習指導担当者が圧倒的に少ない。指導側が合格者500人体制で、2,000人の合格者を受け入れれば、論理的にそうなります。しかし、今の2,000人体制があつたら10年続けば、指導する側もバランスが取れるようになります。この問題は、過渡期的なもので、やはり究極的には500人と2,000人のいずれを選択するかという選択肢の問題だと思っております。

もう一つは裁判官が少ないという問題です。裁判官が増えない限りは、修習生が1部屋に7人も8

ます。ニーズが増えてから箱を作るといふのでは進歩がない、そのような意味でもう少し大きな観点からとらえる必要があると思っております。

裁判所の閉鎖性や権利救済制度の不十分さから検討されるべきであった

正木みどり 今回の議論の出発点で総論、抽象論からスタートしたのが間違いだったのではないかと、思います。司法の現状を分析して、その原因は何かを具体的に押さえて、そこからそれをどう変えていくかを議論すべきでした。ところが、弁護士改革が登山口だという話になってしまったので、裁判所の改革までたどりつかずに、弁護士のところばかりに相当行ってしまったように思います。

なぜ司法が国民の役に立っていないかというのは、一つは、裁判

所が閉鎖的で、反動的で、憲法を生かそうという姿勢がなかったということもありました。それから、制度的にも、実体法の権利救済の規定も不十分です。法律扶助が大変安いということもある。そういう司法の根幹のところを解明して、その改善の方策を出さなければいけないのに、大きな司法という量の問題に行ってしまった。今でも、量の問題のところまで全部解決するみたいな話が一定あります。そこをもう一度分析すべきではないでしょうか。

さつきドイツの例が出ましたが、ドイツの裁判所は短期間に労働者の権利救済の判決を出してくれるので、どんどん裁判に行くんです。日本では全然救済されない。実体法もどんどん悪くなっていて、相談に来られても救済の道筋が立たない。そうすると費用対効果で、やはりあきらめてしまつて、そういうところを言わずに、弁護士の数が増えてないから救済されてないみたいな言い方は、本当の原因を見落とさせる。改善のメス

人もという状態は続きます。これは異常です。何年たつても一緒です。そこに我々はメスを入れていかなければいけない。

それから先ほど関根先生が、ロースクールは予備校化していると言われたので反論しておきます。我々はロースクールを予備校化しようとは思っていません。しかし、私たちが頑張っても、2割しか合格しない学生が、周辺の翌年5月の新司法試験を目指しているときに、実務的要素が必要だと一生懸命言っても上の空です。なぜなら、実務的な素養は新司法試験では問われないからです。だから、学生は受験勉強に走るのです。我々は、それを必死でとめているのです。私自身も、一方では大学人として微妙な立場ですが、少なくとも合格率が審議会の意見書のように7割ぐらいにならない限りは、学生は余裕を持った勉強はできませんですよ。それらの点も含めて、指導体制や養成制度を改善していく必要があります。

それからもう一つは、新司法試験

験に前期修習的な要素を取り込めば、合格するために、死に物狂いで実務的な勉強をします。だから、そういう改革をどうやっていくのかという問題だと思っています。



修習期間は長くすべきだが、司法予算が必要

金子武嗣 大阪弁護士会の修習委員長をしていきますが、修習委員会とかかわりまして何を思うかといいますと、司法予算のことと、法曹養成制度を統一的に見ている人がだれもないことの二つです。後のほうから言いますと、ロースクールで一応前期修習並みのと

ころまで教育していただいて、その後実務修習をして、法曹として育つという建前になっていますが、現実には違います。私たちは、初期導入教育が全くできていないと言っています。どうしたらいいかですが、研修所は、ロースクールにお任せしますと言います。しかし、ロースクールはまだそこまで行けていないということで、司法試験に受かるのが精いっぱいだと思います。そうすると、前期修習はなくなり、後期修習も半分になって、修習期間も1年です。後期修習の半分は選択型実務修習ということと、各地に戻してという話です。なぜかという、研修所が1,500人しか入らないからです。研修所に3,000人入れれば、前期修習なり導入修習なり何でもできます。それから、修習生の給料は2年後には給付から貸与になります。

況です。研修所でせめて導入教育ぐらいはできないか。もう少し研修所のキャパシティをふやせないか。修習期間を延ばせないか。そういうことを考えています。ただし、正直言います、それはすべて司法予算が絡みます。司法予算についても何とかしたいというのが、現実です。

山下 正木先生から、官僚主導の打破を考えてないのではないかと、司法容量の問題だけを考えているという意見があり、今、司法修習の問題も細見先生から質問がありました。細見先生は、何とかこの現状を改善し打開できないかというような意見です。それはそのとおりで、たゆまずの努力はしなければいけないという問題はありますけれども、最初からもう規定づけられているんですよ。規制緩和路線というのは、そんなレベルで

はないのです。修習制度の期間がどんどん短くなってきましたが、むしろ、司法修習制度はできればなくしたい、なくしたほうがいいということとです。官から民へ、民の力を引き上げて、官はそんなお金を出さないというのが、この路線です。それに、日弁連あるいは弁護士会が対抗できる力量を持っているかどうか。

司会 辻 これだけはというご意見があれば。

弁護士としての仕事もできない人が出ている

中川 秀三 需要が基本的にないと思います。裁判所は裁判官を増やさないと。検察庁も雇わない。企業も雇用しない。独立しようとしても資金が無いのでできない。弁護士の資格はもらったけれども、使わないまま終わってしまう、こういう人たちが今後少しずつ増えていくのではないかとおそれる



抱えています。需要があるならもちろん問題ないのですが、そんな状況ではない。その意味では、司法改革の旗を振った人たちは無責任だと思えます。資格を活用できないで終わる人たちがたくさんいるということについて、久保井先生はどういうようにお考えですか。

久保井 仮に今仕事がなくとも、法化社会が進化することにより解決していきます。もう一点、他の隣接業種は資格を取ったあと先輩の事務所に就職するという恵まれた環境にはありません。外国でもそうです。弁護士の場合、今までは非常に恵まれた状態にあったが今後は各人の努力で開拓しなければならぬ時代になった、私はそれでもやむを得ないと思います。

政府や経済界も弁護士受入の責務を

大川 このたび保岡法務大臣が、所信表明で、弁護士はあらゆる業界に進出することになると言いましたが、政府の対応が行われているとは思えません。また、企業で働く弁護士を受け入れることが経済界の責務になっていますが、経済界はその責務を果たしていません。今年4月「法律時報」で経団連の阿部氏が、「経済界で弁護士の需要を増やす約束をしたが果たせ

ていない、全く申し訳ない、この点についてはどのような努力でもする」と表明しています。経団連の会員は1,500社なのに、40社しか企業内弁護士を雇っていません。経済界にも責務を果たしてやらなければなりません。

司会 辻 平野先生、お願いします。

競争の中で需要の拡大を

平野 恵穂 需要が限られているという考え方はおかしいと思いません。弁護士の仕事は、刑事弁護などはいわば聖域でやる部分だと思えますが、そうでないところでは、あらゆる分野で競争にさらされているわけです。国際関係で言えば、アメリカ、ヨーロッパ、中国の弁護士が日本に来て仕事をしたり、あるいは国際的な案件について仕事をしたりすることで競争にさらされている。あるいは、他業界との間でも競争にさらされている。私は、交通事故紛争処理センターの嘱託弁護士をしています。あまり宣伝もされていませんが、1、



パート2 よい司法を創るための方策

司会 松森 新規法曹の増員数を減らすことがまず優先するとし、そのことのでかたりの問題が解決するという考え方と、その点を今回見直すとしても、基盤の整備などをもっとやるべきだという意見があるように思います。増田先生は、前者の、人の問題がまずは大ごとされ、今後どうするかについては余りご発言がなかったと思うんですが、人数の見直しだけで日本の司法が良くなるわけではないように

思います。しかし、条件整備をやっていくということとは共通していますので、そろそろ第2部のほうへ行きたいと思います。司会を交代しますので、よろしくお願いします。

に思います。他にやるべきことはあるということであれば、ご意見をお願いします。

状況は変わっているが、法律扶助や実体法改正などは必要

増田 「需要を自分で開拓しなければならぬ」「今まで恵まれた状況に弁護士は置かれていた」というご意見がありますが、これは、自分らが恵まれていた、今後は恵まれませんよ、と言っている以上の意味はなくて、若手にとつてはシラけるしかないんです。なかなか就職できなかった人たちにとつてみれば、先達の皆さんとは条件が全然違うわけです。先達の先生方が、おれの収入は半分になってもいいから3〜4人雇ってやるというふうにおっしゃるならまだわかるんですが、決して自分たちの持っている成功した基盤や財産は離したくわけでしょう。だから、若手は冷めた目で見てしまってます。

もう一つは、確かに、本当に困っている人たちの権利が救済され、その仕事をすることによって弁護

000人ということでも新しい法曹がふえ過ぎ、賄い切れていない現状があるのだと思います。司会 松森 大川先生、どうぞ。労働事件、行政事件は制度改革が必要



大川 先ほど労働事件の話をしたのは、誰が法曹人口増を求めているのかという背景説明として挙げたのであり、法曹人口を増やせば労働界の要求が実現できるというものではありません。そのためには、労働者が適切に問題解決のできるシステムの整備も必要です。行政事件についても、特に法改正

るとい話をしましたが、それは先ほどの議論で触れられている法曹養成の問題にかかわっているわけです。現実に新しい世代の法律家を養成していくだけの受け入れ体制が整っていない中で3,000人に増えると言われても、それは土台無理な話だと思います。定員を5,000人、6,000人で認可したからということとで3,500人、4,200人を合格させろという。ロースクールは無責任だと思えます。それから、弁護士会だつて無責任なんです。3,000人の総会決議を挙げる前は、前期修習をなくさないということを日弁連は言っていたんですよ。ところが、前期修習はなくなったじゃないですか。ロースクールがこれを代替すると言ってますが、ロースクールは責任持ってるんですか。日弁連はそういうことについてロースクールに対して何か言ってるんですか。

こういう本当に相互に無責任な状況が続いている原因には、3,

弁護士と弁護士会の政治力を培って法律扶助の拡充や立法活動を

山下 森下さんがケアネット、要するに法律扶助制度などの必要性を強調されましたが、1979年、サッチャー政権のときに規制緩和の路線をとつたんですが、司法予算削減を図っています。法曹人口が増加してもケアネットを考えたらいいではないかという問題は、規制緩和路線のところでは異質の問題です。だから、弁護士、弁護士会の政治力を確保して、今の政治情勢の中で立法運動で取り組むしかない。それが弁護士会が主体的に取り組むということを考えないといかんという問題です。

それからもう一つは、日本には人権擁護と社会正義の実現という弁護士法1条の規定があります。これは、世界には類例がない規定です。法曹人口3,000人、つまり弁護士人口3,000人問題が本当に人権擁護と社会正義の実現のそういう規定を支えることに

なるのかならないのか。ひいては、この問題が薄れていって、そして紛争解決だけのビジネスロイヤールが圧倒的多数を占める。そのときには、弁護士法1条の規定が余計に希薄になっていく。そうなって来ると、私は久保井先生の話と少し違うのは、そういうビジネスロイヤールが圧倒的になればなるほど、資格みたいな問題は、別に3,000人だろうが5,000人だろうが、アメリカみたいに90万人であろうが、それこそ競争の社会のるつぽに入れて、すぐれた人、つまり能力のある人だけが浮かび上がって、能力のない人は淘汰しづらい、こういう考え方にならなければならないかということ、非常に心配しています。

私が言いたいのは、そういう規制緩和路線が、政治経済情勢がようやく歯どめの状況にある。このタイミングというものが、大阪弁護士会がこういう動きをしたので、これを弁護士、弁護士会の政治力、自主的な主体的なそういう政治力をもってやっていかな

といけないのではないかと。大阪が輩出した日弁連会長の宮崎さんが、日弁連で立法の問題の対策組織を立ち上げました。あれをもう少し伸ばせないか。今までの政治連盟では困難です。政治連盟はそれだけの政治力はありません。宮崎さんが立ち上げた組織において、弁護士会挙げてその問題にエネルギーを集中して、先ほどのケネットの問題あるいは法律扶助の問題を勝ち取っていく。

それから、3,000人問題も、資格が希薄にならないように、やっぱり世界に冠たる弁護士制度というものを確立していく必要があるんじゃないだろうか。

司会 松森 ありがとうございます。会場から何かご発言がありました。山口先生、お願いします。

事務所経営ができる国選報酬を

山口健一 私は、今、日弁連で国選弁護の対応体制の仕事をしています。国選弁護を求めている人たちが多いことをつくづく感じます。地方にはまだいっぱい弁護士

を待っている人たちがいる。そういうときに、私たちが向かうべきは、国選報酬で生活が成り立つだけの報酬にせよ、扶助予算をもっとふやして、そういう人たちも救えて、かつ弁護士も生活が成り立つ予算を組め、そっちの方向に向くべきではないかという気がします。

なお、国選報酬はこれまで83億円ぐらいでしたが、裁判員制度が始まり、被疑者国選制度が拡大をしていくという中で来年度の予算は190億円ぐらいになります。単価も少しずつですけども上がります。

地方に弁護士が足りないのはわかってはいるが、弁護士を増やしたからといってそんなところに行かないとか、都会に弁護士が集まって食えなくなるといふ発想は、私はやっぱりどこか違うのではないかと気がします。国に制度設計をどうさせるのか、そのところにもっと私たちは目を向けないと、国民から孤立してしまうのではないかという気がしています。国選報酬は、本当にわずかずつ

ですけれどもふやそうとしていきます。今、日弁連で何を目標にしているかというところ、事務所経営ができる国選報酬を出せということ、被疑者、被告人の利益を守るためにそれをしなければならぬと思います。法曹人口問題から、そのような視点が抜けてしまうとどうなるのかなという心配をしています。

司会 松森 費用の問題は弁護士にとっても、国民にとっても最も重要なことですが、人口問題が先行して、費用の整備が置きざりにされています。関根先生、お願いします。

司法予算の拡大の壁の突破と具体的な法改正を

関根 法的需要をどうやってつくり出すべきか、具体的施策は何かということに関して2点申し上げます。

まず、何人かの方が、司法予算を倍増しろ、法律扶助予算の大幅増加を求めろ、国選弁護費用の大幅な増加を求めろと仰つ

た。まさにそのとおりなんです。でも、2000年の日弁連臨時総会でも同じことを仰ったじゃないですか。現実には、今こういう厳しい状況に置かれています。司法予算の拡充というのはこの8年間でめちゃくちゃしんどかった、非常に壁があったわけです。その壁をどうやって突破できるのかで頑張らなきゃならぬというのは、本当に皆さんと一致しています。西村さんも谷さんも平野さんも仰いました、やるべきことはやるんだということ、当然ですよ。でも、2000年も同じことを言っ

たんです。現実にはこういう結果になっている、この現状認識を十分した上で、やるべきことはやるというの、そういうのが、精神論に終わってしまっている、どうしようもないでしょう。国家予算の大きな壁の中で本当にどこまで実現できるのか、そのことを考えないと、10年後5万人体制になったときに、もう一度同じようなことを言っても時すでに遅しになるのではないのでしょうか。従って、現時

点で法曹人口を見直した上で、施策として、何が実現可能なかを考えるべきだと思います。

それから、製造物責任法の改正等勝つべき事件を勝てるようにする、具体的な法制度の創設や法改正をきちんとやるのが先ではないかと。弁護士数を幾ら増やしても、勝つべき事件が勝てるような具体的な法改正を勝ち取って行くことをしないと、同じような空回りが続くのではないかと思います。



司会 松森 ありがとうございます。終盤に差しかかっています、あと

ご発言いただける方が何人かというところまで来ました。それでは、齋藤先生、お願いします。

法律扶助予算があまっている活用を

齋藤ともよ 私は、民事法律扶助の現状について申し上げたいと思います。

司法改革の前に大阪で法律相談センターに登録している弁護士は、全会員の半分以下で、法律扶助をしている方はもっと少なかつたわけです。法テラスができてからも余り変わっていないように思います。そして、法律扶助の費用が少ないから法律扶助は使えないということもあってか、そのため今、法律扶助の予算はまだ余っています。全国的にも同じで、これでは予算を増額せよと法務省に言っても、予算を消化しきれないのではないかとという答えが返ってくることは明らかです。

もっと扶助制度を使う必要があります。そして、弁護士の費用は、通訳の費用よりも現実には少ない

費用しか出されていないという点などを一つ一つ取り上げてやっていくべきだと思います。

もう一つ、大阪では法律相談センターの相談件数はわかりますが、各弁護士の相談件数などはわかりません。東京では自治体での相談を弁護士会は把握していない。全国の扶助の利用状況、そして弁護士への市民のアクセス自体が、まだまだ不十分なところがあると思いますので、まずは大阪弁護士会、それから法テラスで実情の調査をはじめ、いろいろな努力を進めるべきではないかと思えます。

司会 松森 貴重なご意見ありがとうございました。

この後ご発言いただける方、何人ですか。4人ということですので、お一人1、2分をお願いします。

若手弁護士の教育システムと支援活動

由良 私は、今大阪弁護士会で弁護士過疎地派遣弁護士支援プロジェクトチームというPTをしております。法テラスに1年目標

用されて、法テラスから給料をもらいながら1年間大阪弁護士会で研修を積んで、地方事務所派遣するという方たちを支援しています。1年である程度そこでききる弁護士を育てよというふうに言われているんですけども、1年というのは非常に短いと思います。弁護士登録をしていきなり訴状を書いたとしても、やっぱり1年で終わる事件はそうそうないです。そういう無理な中で若手の人を送り出さなきゃいけないというのは非常に苦しいし、ちょっと矛盾を感じております。

先ほど森下先生のほうから、ロースクールが予備校化しないようにしているという議論がありましたし、西村先生から、これからの法曹は新しい判例をつくっていくような法曹が必要なんだというのとはそのとおりだと思います。私も含めて若手の弁護士は今までという教育システムで育ってきたかといいますと、小学校、中学校は、これぐらいの偏差値をとったらここに行きます、この偏差値をとつ

たらこの大学に行けます、これぐらいの答案を書いたら司法試験に受かります、二回試験を受けても民事、民裁修習では再抗弁まで書いてください、刑事裁判では無罪を書いてはいけません、こういう最低ラインを超える教育を受けていると思うんですね。ものすごくマニュアル化されていると思います。こういう教育システムの中で育ってきた若者からすれば、自分の頭で考えて、自分の頭の中の正義、法の本質とは何なのかと解釈する力というのはなかなか身につかないんじゃないかと思えます。



私も宮津に行ってから現実の生

の事件をたくさん担当させられて、自分の価値観からしたらこういうふうな解決すべきだというのを考えながら、何とか模索しながらやってきたところがありますので、これを修習を1年間にして、しかも登録をしてから1年間で地方に送り出すというのは、やっぱり非常に良くないんじゃないかという気がしています。今後、2,000人ですか、3,000人ですか、若手の弁護士がどんどん入ってくるという前提で、我々弁護士のほうで教育システム、支援活動をしていかないといけないと思っているんですが、支援している側も10人ぐらいで試行錯誤しながらやっています。だから、もつとどんどんふえてくるとなると、弁護士会挙げて弁護士としての価値観を勉強してもらったり、弁護団を一緒にして、お金がもらえなくとも自分の価値観を実現するという姿勢を身につけるような体制をつくっていかないといけないと思います。

司会 松森 ありがとうございます

す。それでは、山下先生、お願いします。

市民から尊敬されるにはどうすべきか

山下 戦後弁護士法ができて60年ですが、非常に重い課題がいつまでもつきまっています。どういうことかという点、弁護士は数居が高い、お金が高い。3,000人問題の検討のところでこれを一体どう克服していくのか。そして、弁護士が尊敬されるにはどうしなければいけないのか。この三つの命題について、今日は、あまり議論ができなかった。別の角度から話しているのかもしれないんですが、この命題はいつまでもつきまっています。問題です。

それからもう一つ、キューバのハバナで国際機関が一致した、弁護士の役割に関する基本原則があります。これが全世界の弁護士に共通する国際原則になっています。この議論が今日ではできませんでしたが、いつか機会を見つけて問題を深めていただきたいと思います。

ます。

司会 松森 ありがとうございます。森下先生、よろしく願います。

人権活動にも費用が払われる制度に

森下 質を確保するために弁護士の数を限る、収入を安定しなければ人並みの生活ができない、そうでないと人権活動ができない、という考え方をとる限り、弁護士は尊敬されません。なぜなら、弁護士になっても人権擁護活動をしなれば、人並み以上の生活ができることが、論理的に明らかになるからです。ですから、本当にお金にならないと今言われている事件が、少なくともペイできるような形にしない限りは、弁護士はみんな人権擁護活動をしなくなります。そうではなく、人権擁護活動でもペイできる体制をつくれば、みんなが殺到して人権擁護活動をするようになります。そして、山下先生の危惧とは逆に、弁護士は尊敬されるようになります。

す。今までは、経営の安定ということにあぐらをかいていて、そういう形で弁護士の質を確保しようとしてきたから、そういうエリート意識に凝り固まった弁護士制度が延々と長年続いてきたんです。だから、我々は、本当に市民が法律制度を活用できるような制度をつくって、多くの弁護士がそこへ本当に参入、参画できるように報酬体系も含めたシステムづくりをもっとやっていかなければいけない。私はこれが根本問題だと思います。

基盤整備と人口問題は一体の問題として

増田 基盤整備の問題で皆さんが言っていることは本当にそのとおりだと思います。これと人口問題をどうリンクさせるのかということですが、私は、一体の問題として調和のとれた形で増員をするということとは可能ではないかと思つて

います。他方、弁護士が自助努力をやった後でなければ人口問題に対しては主張できないという意見については、その論理関係が率直に言っているわけではありません。一緒にやればいいのではないかと思つています。

それと、関根先生がおっしゃったように、そういう議論を2000年にもやっていると、この8年間が経ってしまっているんですよ。この間に、人権擁護もよくわかるけれども来年の子どもの入学資金がどうしようかと、いろいろ悩んでいる普通の弁護士を、司法改革から遠ざけてきてしまったのではないかと。それが私は失われた10年と言っているわけです。広く担い手をふやしていくために、どういう制度をつくるのかという議論が欠けていたために、それは弁護士が自助努力した後の話だという議論をしてしまったために、無関心であるとか、敬遠したいという弁護士が増えていったのではないかと思つています。

司会 松森 ありがとうございます

す。まだご意見があるかと思いますが、時間がなくなりました。最後に、辻先生に、一言まとめの意見を述べてもらって、きょうの会の終わりにしたいと思います。

まとめと閉会の辞

辻 難しい問題で複雑錯綜した議論をまとめる能力はありませんので、このシンポを重要と考え、企画した一人として感想と意見を述べさせていただきます。



現時点で、3,000人増員が弁護士に負担をかけていることはほぼ共通の認識があると考えます。その解決策として市民の司法

アクセスを発揮できる条件や制度の創設充実が不可欠ということもほぼ一致しています。異なるのは、その条件がすぐに見える保証のない中で、人口増加をそのままにしておくのか、削減するべきか、ということだと思います。

これについてどのような見解を持つかの重要な決め手となるのは、現状における修習生の就職状況、若手弁護士の仕事や人権擁護活動等についての認識に差があるように思われます。のき弁、即独、宅弁等の出現、仕事も収入も少ないと言われる若手の状況について正確な資料による共通の事実認識が必要だと思えます。そのうえで、贅沢言うな、辛抱すべしとか、今後よくなるとか、今すぐ改善しないと大変なことになるとかの意見を交す必要があります。

私としては、大弁のアンケート回答1,000人のうち9割の人が人数削減を求めていることを、力不足や辛抱のないことと切つて捨てるのかと思えます。私は具体的な数字としては、まじめに

働くことを条件として、生活費として裁判官の収入の8割くらいは女房に渡したいと思えます。

他に、司法改革における日弁連の意見がどう形成されたか、深く広い考慮のうえでなされたかという問題があります。日弁連全体が広く会員の声を聞き、あるべき弁護士像を決めて全力投球をしたのかという問題です。それが肯定されるなら、たとえ弁護士会の意に



反する部分があるうと、結論は国民的合意として重い意味を持ちます。しかし、日弁連の意思形成に問題があれば、対外的戦略は別に

考えると、中味について点検して新たに評価と運動をするべきと考えます。

日弁連の司法改革の提案の柱は、法曹一元、陪審、裁判官増員や法律扶助増大などの司法予算の拡大と公益事務所の創設、行政事件訴訟法の改正だったのです。そこには、弁護士の敷居の高さや閉鎖性の改革、弁護士人口の増加、法曹養成の改革についての配慮はな

かったのです。そのため、法曹人口3,000人増加やロースクール問題について、会員で十分に議論する時間がなく、やむなく、いわば

トップダウン方式による決断に近くなってしまったのです。

3,000人増加問題については、従前は弁護士人口増加を牽制してきた日弁連が、周囲の増加要求の声で増加を決めたのです。その決め方は、抵抗したが少数派となり止むを得なかったのではなく、トップが3,000人増加は国民のためになると考え進んで決断し、会員の賛同をとったように思われます。

3,000人増加の決議については、2つの見解があります。一つは、今日のシンポにも出ましたが、短期決戦状況下でできるだけの意見は聴取し、且つ結果的にも国民のための決議であり、外国の法曹人口や日本の経済力からして需要の見直しもそれなりにある考えたもので正しいという意見です。もう一つは、新自由主義の規制緩和による市場競争原理の有効性を丸呑みにして、自由競争とそこからくる事後処理が新たな需要として司法の職責になるとか、社会の隅々まで法の光を当てるため

ということから、短絡的に弁護士増員を考えたに過ぎず、需要とその拡大のための制度の創設を真剣に検討しないまま先走ってしまった、という意見です。

3,000人の増加決議の背景には、司法の柱を人、制度、国民参加に分けて弁護士を司法改革の登山口と捉え、まず弁護士増と考えてしまったのではないか、従前、日弁連の主張してきた司法改革の中心は官僚司法の打破、市民の意見の司法への反映であり、今回の司法改革は裁判所改革の重要性がかすんでしまった。裁判所の改革がなされない限り、人権擁護も市民の需要も増えないという意見も出されました。

確かに、司法改革論議の中で弁護士の人権擁護機能の向上のための論議がなされたことはほとんどありません。弁護士は弱者の立場や人権擁護機能を担うからこそ、存在意義があり、そのために弁護士自治が認められているのです。一般的な法的サービスが、量的には大きな位置を占めて社会的

な広がりのために重要ではありませんが、ビジネスだけの弁護士とすれば、強制加入団体も弁護士自治も不要となります。それこそいくら人数が多くても市場競争原理で淘汰する弱肉強食の社会でいいのです。国民もそう考えます。弁護士の監督は法務省と消費者庁となるでしょう。人権擁護や弱者のことを考慮しなかったのは、裁判所改革の少なさとともに司法の現場を踏んだ人々の意思が反映されなかったといえます。人権に関与せぬ弁護士は、国民から尊敬もされず、小さなビジネスとして社会に埋没して消えてゆくだけです。人権に無関心な弁護士は自分で首を絞めてゆくのです。

最後に本日のシンポで共通認識となったのは、日本には年3,000人の弁護士への潜在的な需要があるという意見もありました。それを現実化し拡充するためにも、弁護士の業務、人権活動などの向上のための諸条件諸制度の充実と創設が緊潔の課題だということでした。

司法への需要の条件としては、一つは、当事者が弁護士へ依頼すべき事項であることを認識していることであり、二つは、弁護士へ支払う費用が適切で支払い可能な価格であることであり、三つは、裁判所での解決が適切に行われることの三つです。

大企業は、上記3つについての認識、財力、見通しを持っており、その需要に対しては弁護士や司法は対応できているといえます。大企業からの仕事なら受けるという弁護士はいくらでもおり、依頼者の方が選択する状況ともいえます。

次に個人や零細企業にとっては三つの条件はいずれも克服されていません。第1の条件については、法教育や広報をして、じっくり時間をかけるしかありません。第2の条件については、市民にとって30万円前後の着手金は高すぎるし、訴額10万円から50万円の事件では不具合です。これらの解決のためにはイギリスのように原則として法律扶助ができるという制度、その他、弁護士保険などの制

度を作るしかありません。これらの制度を考えず、2割司法とか弁護士数云々と言ってもほとんど意味がありません。第3については、労働法、PL法等の実体法で弱者や市民に役立つ改正、納税者訴訟の創設、強大なNPOの創設、これらとともに何よりも裁判官や検事の増加、統廃合された支部や簡裁の復活が必要です。人権活動については、ボランティアではなく、制度上で活動できるようにする必要があります。

これからの運動は、社会的にも賛同の得られる法律扶助の飛躍的な増加や裁判官増員、実体法の市民のための改正、納税者訴訟の創設を大々的に訴えてゆくことだと思います。

国や財界は弁護士費用敗訴者負担制度を導入しようとしてきました。そうならば、相手の弁護士費用を負担する財力のない市民は司法の土俵にのることもできません。即ち、敗訴者負担の制度は弱者の司法利用を制限するものなのです。いわば、国・財界は市民が司法を

活用することに反対しているのです。このように制度作りは困難を極めます。世論の支持なしには実現できません。このような状況を踏まえて、弁護士人口問題を会員の総意で市民の納得のいく形で表面化していくことが肝心だと思います。

我々弁護士は、専門的知識や人権活動、筋道はたてるという評価を得ることにより、市民から信頼され、多方面からの需要に応ずる見識をもち、独立とプライドのもてる職業を目指してゆきたいものです。

私の一方的な意見になった面もあります。私長が、長らく40年にわたり司法問題に関与し、今回の司法改革の中にあつた者としての訴えとしてご勘弁ください。
司会 松森 それでは、今日のシンポジウムはこれで終わります。9月17日に今度は市民の方を交えてのシンポジウムを開きますので、ご参加いただきますようよろしくお願いいたします。ありがとうございます。 (拍手)



第2回シンポジウム

市民に聞く!

「法曹人口問題とこれからの司法の役割」

とき 平成20年9月17日(水)
ところ 大阪弁護士会館2階ホール



パネリスト

石原純子

寝屋川市立消費生活センターで長く消費生活相談員を務める。毎月多数の消費者問題、サラ金問題などの相談を担当し、月に数件弁護士に委任。NPO法人消費者情報ネットの理事長。

郭辰雄

コリアNGOセンターの運営委員長。外国人入国法連絡会の運営委員。長く外国人の人権問題に取り組み。大阪弁護士会市民会議の委員。

田森洋樹

アムネスティで死刑廃止運動をする中で、個別の死刑事件、冤罪事件の支援活動に関わる。陪審制度を復活する会、司法改革大阪各界懇談会にも参加。地方公務員。

野呂雅之

朝日新聞社論説委員。司法記者を約4年経験。大阪本社管内の裁判、事件を中心に災害や環境問題などを担当。大阪弁護士会市民会議の委員。

三上徹

三井住友銀行法務部長。金融法務、コンプライアンスに関わる。企業法務の視点から企業内弁護士に期待する。

泰山義雄

北摂地域ユニオン(合同労働組合)執行委員長。長く労働者、特に、派遣やパート労働者など、非正規雇用、不安定雇用労働者の相談に乗っている。

宮崎裕二

大阪弁護士会副会長

コーディネーター

(アイウエオ順)

辻 公雄

弁護士費用敗訴者負担反対その他司法問題対策に取り組む。元日弁連司法改革実現本部副本部長。

松森 彬

日弁連弁護士費用敗訴者負担対策委員長代行。裁判官増員、地域司法計画などに取り組む。日弁連常務理事。大阪地域司法計画プロジェクトチーム座長。

開会

司会(松森)

ただいまから、春秋会50周年を記念しましての第二回のシンポジウムを開かせていただきます。

最初に、春秋会の筆頭常任幹事である齋藤ともよ弁護士にご挨拶をお願いします。

開会の挨拶

齋藤 筆頭常幹の齋藤です。

本日は、お忙しい中、6人のパネリストの方にお集まりいただき、またたくさんの方に集まりいただきまして、ありがとうございます。

春秋会は、ことし50周年を迎えます。1958年7月5日に若手弁護士60人で結成されて、現在の会員数は544人ということで、大阪弁護士会の七つの会派の中で人数的には最大の数となっております。

質的にも、当初の結成の目的は、それまで弁護士会の役員選挙に絡む公然たる買収、供応の弊風を

刷新するというところでつくられましたが、その後、立ち会い演説会などを開催し、6年後には副会長を出していくという、批判する会派から政策会派になっていきました。そして、12年前、1996年には綱領を改正しました。第1は人権救済、第2は司法改革、そして第3が研鑽、政策提言、そして実現する、という綱領に基づいて春秋会としての活動を展開してきました。

ご案内のとおり、司法改革として、4本柱の改革が今行われております。ロースクール、刑事国公選、法テラス、そして裁判員制度が来年から実施されます。大阪弁護士会では、刑事の被疑者国公選につきましても何ら特に大きな問題がなく、皆様ご案内のように今年度の問題は、法曹人口に収れんされているというような状況になっております。

そして、春秋会は、50周年の記念事業の第1弾として、8月26日に弁護士による徹底討論「司法改革と法曹人口の増大」というテー

マで、シンポジウムを行いました。

日弁連の会長を経験された久保井先生初め、若手会員も含めた10人の会員のパネリストによる徹底討論でした。本日は、各分野の市民の皆様をお招きし、「法曹人口問題とこれからの司法の役割」というテーマで、このシンポジウムの第2弾を企画しました。

本日のこの討論会で、各界の方々の意見交換が深まりますとともに、今後の大阪における司法改革が進んでいくような討論になりますように祈念いたしまして、私の開会のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いします。(拍手)

シンポジウムの趣旨

司会(松森) パネルディスカッションを始める前に、司会の一人であります辻公雄弁護士から、きょうのシンポジウムを持ちました趣旨を、辻さんのご意見を含めて報告させていただきます。よろしくお願いします。

ビジネスオンリーとならざるを得ず、人権活動はしにくくなる、弁護士像自体も変わってしまうのではないかという意見も言われておりますが、なかなかかみ合った議論はされておられません。

増員問題についてはいろいろな意見があると思うんですけども、日本の国家の経済力、あるいは外国との比、あるいは法の支配、あるいは社会の流れ等々から、3,000人問題を肯定しているという一般原則、これは十分にあり得ると思います。他方、そういう一般論からだけではなく、もう少し個別に検討しようという意見もあります。具体的には、弁護士に対するアクセスができない、司法に対するアクセスがどこかでとまっているのではないかとこの意見もあります。それから、弁護士の費用の問題があるであろう、裁判で何ができるのか、何を期待されているのか、そういう問題もあるだろう、日本の風土の問題もある、あるいは制度的な問題もある、そういう総合的な中で考えていく

べきだろう、そういうことで必要がどうなっていくかを検討すべきだというふうな見解もあります。

きょうは市民の方に来ていたんだという意見も頂いているんですけども、一応うやむやにしておいて、企業から見れば、裁判費用の問題とか、あるいは弁護士の選択の問題とか、裁判で何ができるかということ、かなり知識、力があると思うんですけども、市民から見れば、そういう情報や知識は少ないし、わかったとしても金の問題が大きくあるだろうと。だから、需要がどうかということ、は、力、知識がある者とないう者と両方から迫っていく必要があるだろうと思います。

それから、弁護士のほうは、いろいろ言っても、自分の生活、収入というのが頭にあることは事実なんです。それをどう考えるか。きょうは率直に語っていきたいんです。弁護士の生活や収入、それは何のために考えるんだというところから行くべきだろうと思

ます。弁護士が生活に困ったって、本来は全然構わんわけです。構うのか構わないのか、何のために構うのかということから進めていくべきだろうと思うんです。また、収入が多いか少ないかなかなかわかりませんから、医師や裁判官との関係はどう考えるのか、あるいは弁護士は零細企業だからそれなりに考えたらいいかというような問題から、私もこのごろ非正規労働者の問題もやっているんですけど、絶対的貧困ですから、そういうところを考えて、一体弁護士にどれぐらいの収入があつていいのかということを考えていいのかわるか、そういうところでも問題になってくると思います。そのあたりも率直に話をしていただきたいと思っております。

それから、弁護士に対してみんな何を期待しているのか、弁護士の使命ということ、それから人権的な機能についてはどうなのかということも、人数の問題とも絡めて議論していただきたいと思っております。そういういろいろな

司会(辻) 紹介を受けました弁護士の辻です。

今回のこのシンポといいますが、市民の方から意見を聞きたいということなんです。現在、社会的には物すごい激動期になっております。弁護士会もそういう激動期にあるという中で、法曹を年3,000人ずつふやすという問題について、弁護士会ではいろいろ議論されておりますが、なかなか論理的な深まった議論はされていないと考えたわけです。特に、市民からの意見を深く聞くということをしてないのではないかと、うふうな感じから、春秋会50周年については、歴史に残るような、資料になるようなことをしようということから始めたわけです。

3,000人問題についていろいろ言われていますけれども、司法改革によって社会の隅々にまで法の光を当てるんだ、そのようなことからいけば当然必要なことだろうという意見がありますし、また逆に、そういうことをすれば、弁護士の経済的基盤が弱体化し

期待や希望について、実情はどうなっているのかということも語る必要があるだろうと思っております。弁護士には人権擁護機能が必ずやだと言われているんですが、その実情がどうかということと、なぜそういうことが言えるのか、それも議論する必要があるだろう。弁護士自治が認められているから必要だという意見ももちろんあるでしょう。しかし、それは反権力の行動をやっても文句を言わせないということだけなので、しなければならぬことになるかどうかはわからない。また、そういうことをするについて担保というものがあのかどうかということも問題だと思

弁護士の問題を論ずるとき、ほかの職業とどういうふうな比較したらいいか、これは非常に難しいと思っております。きょうはマスコミからも来ておられるんですが、弁護士にはいろいろな責任がある、使命があるとして、マスコミもあるのは当然です。憲法上、表現の自由を持っていますからね。隣接業

者だって、その業法を見れば、公共性が書かれていると思います。それと実態とはどうなっているのか、あるいはそれと経済力との関係はどうなっているのかというところなどを議論してもらいたいし、最後に、余り個別のことに埋没せずに、鳥瞰図的なことも考える必要があるであろうと思います。

今の社会は、現象としては、特権階級が消滅してきて、市民が上昇してきたということになっているし、そういう要素もあるとは思いますが、そういうのかどうか。いろいろな規制緩和、自由化ということで、組織とか特権階級はだんだんそれを手放すようにはなっておりますけれども、そうではない要素もある。やはり強い者が自由化の中でどんどん自分だけの力をためていって、弱い者をけ散らしているのではないかと。それと弁護士の人権緩和とどう関係するのかしないのか、そういう大きな流れの中においても検討してもらい必要があるのではないかと考えております。

こういうことを弁護士だけでやっていると身びいきになりますから、身びいきにならない鋭い意見を市民の方から聞かせてもらう必要があると思うんです。そういう意味で、きょう来られている方は、単なる市民ではなく、その持ち場持ち場でいろいろな意識を持っておられる方々ですから、ぜひ鋭い意見を言ってもらいたいと思っております。

それから、市民とは何かもっとはつきりせよという意見を頂いています。私も市民市民とよう口で言うんですね。だけど、余りわかっていない。市民というのは、市民が主権者というのは選挙の日1日ではないか、それが過ぎれば権力が好きにならなくなるとか、やらないかというのが私の基本的な発想なので、それを何とか是正してやろうということをやってきたんだけど、市民といっても非常にいろいろなあるんですね。僕がびっくりしたのは、大阪府の職員の給料が高いということと攻撃がかかって、そ

のときに私の属している見張りの番のほとんども、もつと削減せよということも言っていました。僕はえっと思いましたが、そうじゃないと言ったから、そのまま多数決でいけば私は代表を完全に首になるようなところでした。これは、情報を操作されているんじゃないか。情報を正確に知る中でけんかしなければならぬ。弱い者同士がけんかさせられているのではないかと。市民の流れそのものがいつも正しいとは限らないというふうな考えを持っている次第です。

そういう市民観は持っているんですけども、きょうは弁護士人口の問題についていろいろな話をお聞きするんですが、何が正しいのかはなかなか難しいことです。だから、最初にどのような方向に行つたらいいかだけでもわかるシンポになればいいんじゃないかと思っております。だから、弁護士に対してきょうのパネリストの方がどのような考えを持っておられるのか、印象を持っておられ

るのか、弁護士は役に立っているのかいないのか、俸そうにしているのかどうなのかという一般的な印象を一遍聞かせてほしいということと、弁護士の今後の需要についてどのような意識を持っておられるのか、その原因は何か、根拠は何かということも聞かせてほしいし、最後に弁護士の使命は何かということ、市民の注文は何かということ、どのような将来設計をしていったらいいかということも聞かせていただきたいと思います。我々としては、そういう情報をともに進める司法像、弁護士像をつくらせていきたいということは確実に思っておりますので、きょうは屈託のない、腹の底から好きなことを言ってもらいましょう。と期待しております。その点、パネリストの方、好き勝手なことを言っていたらどうでしょうか。お願いします。

パネルディスカッション

第1部 自己紹介と各分野の現状

司会 それでは、パネリストの皆さん方をご紹介したいと思います。それぞれに自己紹介という形でお話ししようと思っております。また、今なさっております、活動の分野でどんな問題が起きているのか、特徴的なところをお話しいただきたいと思っております。

最初に、寝屋川市立消費生活センターで長く消費生活相談員を務めておられます石原純子さんをお願いいたします。よろしく申し上げます。

弱者は泣き寝入りしている

石原 寝屋川市立消費生活センターに勤務しております石原と申します。相談員になって20ウン年になります。大阪の消費者問題の弁護士さんとは16年近くおつき合いをさせていただいております。

私は、毎日毎日、よろず相談所みたいないろいろな相談を受けております。その中でいつも思うのは、弱者というのは、最終的にどうしても泣き寝入りしなきゃいけないのかなということ、本当に相談員の力が足りなくてそうなったときは非常に辛い思いをしております。



消費生活の分野でもなかなか手が届かない分野、例えば、生損保、葬儀、クレジットの問題を、私は仲間と一緒に取り組んでいます。2年前にNPO法人消費者情報ネットを立ち上げ、知り合いの弁護士さんや司法書士さんに入っ

ていただいたりして研究を深め、いろいろな関係機関に提言をしています。

司会 松森 続きまして、郭辰雄さんでいらつしゃいます。コリアNGOセンターの運営委員長で、外国人の人権の問題に長く取り組んでおられます。郭辰雄さん、よろしく申し上げます。

外国人は差別されている

郭 皆さん、こんにちは。今ご紹介にあずかりました郭辰雄と申します。

私は在日コリアンの3世ですが、外国人の人権問題等々に携わってきたということで、今日この席にお呼びいただいたのかなと思います。

私は直接的あるいは間接的にくつか関わりを持っている裁判事例があります。たとえば在日外国人の方の入居差別にかかる裁判。また正規の在留資格を持っていない超過滞在の方の事案ですが、13年日本に住んでいて、日本生まれのお子さんがあるという状況で、

在留特別許可が認められなくて退去強制命令が出されてしまいました。私は、その命令取消しの裁判の支援をしております。あと、在日の高齢者、障害者の無年金の裁判も支援をしております。

こういう在日外国人にかかる問題の裁判を通じてつくづく感じますのは、非常に大きな話になって恐縮ですが、在日外国人の人権とは何かという規範がまだ日本の中には確立されていないということ。ご存じのとおり、在日外国人には参政権はもちろんありませんし、参政権がないということで議員を選べない、政治活動もそんなに実行力があってできるわけではない、公務員にはなれても任用制限があり管理職にはなれない、学校で教員として働いても講師どまりである、そういういろいろな問題があります。司法の中でも、家庭裁判所の調停委員にはなれないという問題があります。

このように実は日々の生活の中で、これは一体どういう問題なのかということが多々あります。し

かし、それを問題であると言ったときに、外国人の人権を規定する規範がないということもあり、それがどういう問題かということを引きちんと認識できない。例えば入居差別でも、これまで僕の周りで経験したという人が結構います。でも、こんなことで裁判ができるのというのが普通の感覚なんです。そういう意味では、私は、日々の生活をする中でこれが一体どういう問題なのか、果たして弁護士さんに頼んでいい問題なのか、そういうことも含めてよくわからない方たちもたくさんいる、そういう感じがしております。

私は、弁護士の方が人権擁護、社会正義の実現という使命を掲げてやっておられるということについて、非常に敬意を持って見ており、そういう観点から今の在日外国人の問題をどう前に進めていけるのか、どのように一緒にタイアップしていけるのかなということを考えています。

今日は、司法改革という非常に大きなテーマですけども、私の

つたない経験の中でお話しできることがあればいいなと思って参加させていただきました。どうぞよろしく願います。



司会 松森 ありがとうございます。

続きまして、大阪弁護士会には司法改革大阪各界懇談会という市民団体がございますが、そちらの常連のメンバーの田森洋樹さんをご紹介させていただきます。よろしく願います。

刑事裁判への疑問

田森 私は、30年ほどアムネスティ・インターナショナルの会員

をしており、人権問題、特に死刑廃止の問題に関わってきました。個別の死刑事件や冤罪事件の裁判支援に幾つか関わる中で、どうもこの国の刑事裁判はおかしいのではないかと、個別の裁判官がおかしいというよりもシステムに問題があるのではないかと思うようになりました。そのような思いから当番弁護士を支援する市民の会や陪審制度を復活する会に参加させていただき、その関係で司法改革大阪各界懇談会にも参加させていただいています。その中で、松森先生や辻先生たちと一緒に司法改革の問題を考えてきました。司法改革については、最近いろいろな批判が出ており、今日テーマになっている法曹人口の問題もその一つかと思えます。私は、全くの部外者ですが、今日は部外者の声を聞く会だと言われましたので、お役に立てるかどうかわかりませんが、やってみようと思います。

先ほども言いましたように、私は、現在の刑事裁判について非常に疑問を抱いています。今の刑事

裁判は99.9%が有罪になると聞いており、裁判所は検察庁の追認機関になっているのではないかと、印象を持っています。もちろん99.9%の有罪が正しいのであれば非常に結構なことですが、本当にそうかなという疑問を非常に強く持っています。

今の日本の刑事裁判の問題点は、大きく言って二つあり、推定無罪の原則がないことと自白の偏重ではないかと思えます。刑事裁判には推定無罪の原則があり、全ての被告人は無罪を推定され、そこから検察官が証拠に基づいて有罪を立証し、その立証に合理的な疑いがあれば無罪になると物の本には書いてあります。しかし、実際の裁判はともそうなっているとは思いません。弁護側が無罪を立証できなければ無罪にならないという印象を持っています。

自白の偏重について言うと、相変わらず自白は証拠の王として扱われていると思います。ここで言う自白とは、法廷で犯罪事実を認

めることではなく、自白調書のことで。検察官の前で自白調書をとられたら終わりです。自分が書くというよりも、検察官が書いたものに署名してしまつたら終わりというのが現実です。したがって、取り調べる方は何としても自白調書をとろうとします。人質司法と言われますが、否認をしていると保釈してもらえません。勾留が続くと、会社員なら会社を首になるかもしれないし、経営者なら会社がつぶれるかもしれません。しかし、検察官はそのようなことを考慮してくれません。逆に、いつまでも否認していると出られないぞ、会社がつぶれるぞと言って脅しに使います。あるいは、代用監獄で24時間監督下に置いて取調べを行います。取調べが可視化されていなくても、その中でどのような取調べをしているかもわかりません。可視化しないのは、可視化すると都合の悪い取調べをしているからでしょう。

もう一つ問題だと思ふのは、最近市民の側にも、悪いやつを弁護

をするなんてけしからんという風潮があることです。端的な例は光市事件です。光市事件の弁護団に対して、被告人の言い分を弁護側が主張するのは当然のことなのに、弁護人に物すごい数の懲戒請求がなされる、あるいは模擬銃弾を入れた脅迫状が送られるという事態になりました。これは非常に深刻な問題であり、国民の裁判を受ける権利が危機に瀕しているのではないかと思えます。



司会 松森 続きまして、朝日新聞社の論説委員をなさっております野呂雅之さんをご紹介します。

よろしく願います。

言論の力をどう維持するか

野呂 私は、2度、大阪の司法記者クラブに籍を置きました。1度目は中西清一さんと阪口春男さんが会長の時でした。2度目は、春秋会の木村保男さん、加藤幸則さん、同じく春秋会の上原洋允さんが会長の時でした。2年3カ月間、司法記者クラブでキャップをしました。その後、大阪、東京の社会部の司法担当デスクなどをして、論説委員になって今年で4年目になります。

皆さんのお手元に2つの社説が配られていると思います。一つは大江健三郎さんが訴えられた集団自決訴訟の判決について、私が書いた社説です。これは極めて重要な判決だったと思います。もう一つの社説は、1987年の憲法記念日に散弾銃を持った男が朝日新聞の阪神支局に押し入り記者が殺された事件について、昨年、事件から20年後の憲法記念日に書いたものです。朝日新聞の記者が殺されたところというのは、中曽根康弘

首相が戦後初めて靖国神社に公式参拝をしてアジア諸国の反発を受けた靖国問題、それといわゆる教科書問題のあった時代です。朝日新聞は、そうした問題に批判的な論調をとっており、憲法記念日に記者が殺されたのは、朝日新聞の記者を狙ったのではなく平和憲法そのものを狙ったに違いありません。昨年この社説を書くにあたって、現在と20年前の時代について考えてみました。小泉純一郎首相はアジア諸国の反発を押し切るように毎年、靖国参拝を続けました。復古調の歴史教科書問題もありました。そうした時代の空気を背景に大江健三郎さんの沖縄集団自決訴訟が起きました。このように中曽根政権の時代と小泉政権の時代とは非常に似通っていると思えます。しかし、より悪くなっているのではないのでしょうか。言葉の持つ力が非常に変容していると思えます。言論というのは民主主義の根幹であり、これを守るといふ意味で新聞記者も弁護士も同じ言葉の力を糧にした仕事だと思

ますが、それがこの20年で非常に
変容してきています。朝日新聞の
記者は問答無用の銃弾で殺されま
したが、この20年間で、ワンフレ
ズ・ポリテイクスなどと言いま
すが、聞く耳持たぬ問答無用の言
論になってきていると思います。このよ
うな時代を迎えて、弁護士使命
はより重要になってきているので
はないでしょうか。



後ほど法曹人口の問題に議論が
移ると思いますが、このような言
葉の力・言論の力をどう維持して
いくかというのが根幹にあり、私
はこれが最も重要なものだと思
い、今日はいろいろとお話をさせ

ていただきたいと思っています。
司会 松森 ありがとうございます
。続きまして、三井住友銀行法務
部長の三上徹さんをご紹介させ
ていただきます。三上さんは関西の
ご出身で、当初、住友銀行に入ら
れたということですが、現在は東
京で勤務なさっております。三
上さん、よろしくお願いたしま
す。

企業の法務は拡大している

三上 ご紹介にあずかりました三
井住友銀行の三上でございます。
私は、法務部長をしております。
コンプライアンスや法律相談、訴
訟等々を通じ、法的な観点からの
企業防衛を担当しております。こ
こ最近では、民法関係の法律の大
改正の時期に当たり、次々と法律
が変わり、新しい法律ができてお
ります。これに伴い、新しい業務
の仕方、判例等への対応も必要に
なり、また銀行の業務範囲も広
がって競争も激しくなっており、
法律に関しては次から次へと二

ズがやって来るという状況です。

特に、コンプライアンスという
言葉がここ10年ぐらいで非常に重
い響きを持つようになりました。
社会で活動していく以上、ルール
を守るというのは当たり前ですけ
れども、最近も某大手不動産企業
が反社会的勢力に地上げを頼んだ
ということ、過去最高益を出し
ながら倒産したということがあり
ました。これについては、貸しは
がしとか貸し渋りという概念でと
らえる向きもありますが、より本
質的な点は、いかにもいい業績を
上げていても、あるいはいかに名前
の通った老舗企業であっても、法
令違反を犯すと即座に市場から
退場を迫られる、そういう時代
になってきていることであらわれ
てあると思います。

このような時代の流れもあり、
20年ほど前に私が当時の住友銀行
に入行した時には、法務担当者は
数名しかいませんでしたが、今や
広い意味での法務担当ととらえる
と、コンプライアンスに従事して
いる人間は百名を超える規模にま



本日は、「もうかりまっか」の世
界から意見を言わせていただけれ
ばと思います。

司会 松森 ありがとうございます
。続きまして、北摂地域ユニオン
(合同労働組合)の執行委員長をさ
れておられます泰山義雄さんを紹
介いたします。よろしくお願いま
します。

規制緩和と労働の問題

泰山 日本にコミュニティ・ユニ
オン運動が始まって20年余り経ち
ます。突然解雇されたとか賃金が
出ない、会社がつぶれたとかセク
ハラに遭った、そういう駆け込み
相談を日常的に受けています。日
本の労働組合法では、例えば松下
電器に何万人の職員組合があつて
も、そのパートの人が1人でも
私たちがユニオンに駆け込んでく
れば松下の会社と交渉権を持て
るということ、そのことを活用
して長年解決に当たってきていま
す。ほぼ毎日どこかの企業と団体
交渉をしているような状態で、そ
のときに大抵会社側の代理人とい
うかたちで、弁護士に遭遇しま
す。そのような立場から、今日のテ

マに添って発言させていただきま
す。

本日のテーマである弁護士の大
幅増員の問題は、かつて規制改革
会議の司法制度改革のところ出
てきたものと記憶しています。当
時の規制改革会議の会長はオリッ
クスの宮内さんで、この方は労働
組合不要論というのを出していま
す。私たちは、弁護士の大幅増員
ということが、労働組合が不要で
あるという方向性の中で語られた
ように思っていましたので、弁護
士の大幅増員については大反対で
した。



現在、ワーキングプアや貧困の

問題が顕在化していますが、今や
日本で働くすべての人の3人に1
人が非正規雇用で、4人に1人が
パート職です。司法の世界も規制
緩和の波にさらされ、その中にこ
の増員の問題もあると思うので
が、これをそのまま許すと、恐ら
く弁護士の非正規、不安定雇用の
問題が起こってくるのでは。弁護
士の非正規、不安定雇用というの
は、必要なときだけ、忙しいとき
だけどこかの弁護士事務所雇わ
れる、非常勤の弁護士が生まれる
ということ、です。

大学の非常勤講師というのはそ
ういう状態で、私立の大学は非常
勤講師でもっているという状態で
す。同じく非常勤弁護士が生ま
れた場合、すぐ私の頭に浮かぶの
は、非常勤弁護士ユニオンを立ち
上げて契約している弁護士事務所
と交渉するといったこと、ひょつ
としたら現実に起こるかも知れま
せん。皆さんは事業主なり雇用主
でしょうから、皆さんと団体交渉
をするということになるのかも知
りません。

で拡大しています。

営利企業にとって、コンプライ
アンス部門というのは、ある意味
コスト部門の一部ですから、いか
に効率的に運営をしながらルー
ルを守って企業を防衛していくか
ということに常に悩まされていま
す。そういう観点で、銀行内部
で法務・コンプライアンス担当者
を育てる、その過程でインハウ
スローヤーをどのように有効に活用
していくかという問題も出てくる
わけです。

本日のテーマで問題提起したい
のは、司法試験合格者数の適正化
を求める大阪弁護士会の決議で、
「質についての懸念」という表現が
あります。この表現は世間に受け
ない、一般の人の理解をなかなか
得られないのでは、ということをお
話したいと思っています。
司会 松森 ありがとうございます
。

核心に触れてきましたが、次の
宮崎副会長をご紹介させていただ
いたうえで、議論をしたいと思
います。大阪弁護士会の副会長で、
春秋会の会員でもあります宮崎裕
二副会長、よろしくお願いたし
ます。

弁護士の立場から

宮崎 宮崎です。

今日は、私以外は皆さん市民と
いうことで、被告席に立っている
ような感じもしないわけではない
んですが、今回の上野執行部とい
うのは、言いたいことを言ってい
ているんじゃないかと思っており、
その上野執行部の中でも、他の副

会長に言わせると、宮崎が一番言いたいことを言っているということなので、今日は精一杯、言いたいことを言わせていただきます。



司会 ありがとうございます。申しおりましたが、司会は、辻さんと私、松森で務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

第2部 弁護士についての意見

司会 松森 きょうの議論ですが、三つ論点を用意しております。メインは、法曹人口の問題ですが、最初から人口について何人ぐらいが適当ですかというお話もなかなか

か難しく思うと思いで、まずはパネリストの皆様がふだん弁護士についてどういう感想あるか意見を持っておられるのかを聞かせていただこうと思いで。そして、口をなめらかにしていただいてから人口の問題に入ってきたら、法曹増員、そして見直しについて意見を聞かせていただきます。シンポジウムの前にお聞きしますと、増員については6人の皆様の意見が微妙に違っていて、大きく言うと、増員促進の方が3人で、慎重にという方が3人になります。どういう議論になるか期待しております。

シンポジウムでは、最後に、これからどうすればよいかについて、皆様方のお知恵をおかりしたいと思っております。

それでは、最初に、一般に弁護士についての意見、感想を聞かせていただこうと思いで。弁護士については、よく敷居が高いと言われます。皆様も、弁護士は敷居が高いと思われるか、敷居が高いというようにお感じであれば、そ

れはどういう理由によるものかというところからご発言をお願いしたいと思いで。石原さんから順番にお願いします。

弁護士費用が障害

石原 市民にとって、弁護士さんはまさに敷居が高いです。なぜかといいますと、消費者問題は、先ほどから言っておりますように50万円以下の話が多いのです。その方達が本当は弁護士に相談したら解決するに違いないということでも、まさに敷居が高くて、費用が幾らかかるんだろうかということと、皆さん泣き寝入りの道を選びます。費用対効果ということだと思います。

それと、消費者問題は、新手で変わった問題が結構多く、小児科、外科というのがるように、弁護士さんにも小児科、外科のようなものがあつたら——そういう専門性が全くわかりませんので、誰に頼もうかということでもいつも迷ってしまっているのが現実です。

司会 松森 郭さん、お願いします。

何をしてくれるのか分からない、費用も心配

郭 敷居が高いのかどうかは一概には難しいと思いますが、ただ、私の周りの人達の話聞きますと、敷居が高いというよりも、余り接点がなく取っかかりがない、そういう部分があると思いで。要するに、弁護士さんに何を頼むかというのがはっきりイメージとしてわかないのです。

私は在日コリアンの団体で法律に関するような相談業務の事務方もしておりますが、毎月6件から10件ぐらいのお話をいただきます。内容も相続、在留・結婚、ニューカマーとして新しく韓国から来た人の労働問題、韓国から電話がかかってきたりもして、非常に多様です。そういう話が来て、結局相談者にしてみれば、弁護士さんか、司法書士さんか、行政書士さんか、誰に相談するのが一番いいのかわからない。要するに、事案か

ら入ってきて、それでどこにお話を持っていったらいいのかという話になります。

もう一つは、例えば費用の問題を心配されます。高い安いという以前に、それが適正な報酬なのかどうかの基準がわからないので、頼んでみたのはいいもののちょっと不安を感じている、そういうお話も聞いたりします。

そういう意味では、きちんとした情報、こういうことができるんですよという情報が不足しているということ、もう一つは、こういうことについては報酬としてはいくらぐらいですよというガイドラインが周知されていないことがあり、敷居が高いというよりは、取っかかりが少ないというところのほう大きいと感じます。

司会 松森 ありがとうございます。

ほかの方、どうでしょうか。野呂さん、お願いします。

弁護士の姿勢、意識への疑問

野呂 大阪弁護士会は委員会活動

が非常に盛んで、西淀川の公害訴訟、最近ではC型肝炎訴訟など弁護士にしかできないことが盛んに行われており、そうした活動の中心となってきた春秋会には敬意を表していました。しかし、先日、司法改革に関するDVDを弁護士会がつくったと伺いました。司法試験を受かっても、ピザ屋のアルバイトをしているというDVDです。弁護士たる者がピザ屋のアルバイトをしている、と。弁護士はやっぱり高みから見ているのだなと思いがっかりしました。やっぱり弁護士は偉過ぎるのではないか、こうしたビデオになったのは、高みから物事を見ていることに気付かずに、そのような潜在的なものが出たのではないかと、という気がしたわけです。庶民派と言われ、私も敬意を表しているある弁護士の先生がいます。社会人を経験して弁護士になったその事務所のイン弁が、うちの先生もやっぱり偉過ぎるんです、依頼人に来なさいと言って呼びつけるんです、と言っていました。すべて出

向くことはできませんし、新聞記者も現場に行けと言われてすべての現場に行くわけではありませんが、弁護士になって3、4年のそのイン弁の方は、家に行けば下駄箱が汚れていたり障子が破れていたりと一目瞭然でその人の生活がわかる、ただ事務所に来なさいと言おうと先生に失礼があつたらあかんと思つて一番いい服で着飾つて来る、弁護士って偉過ぎるんだな、と言っていました。DVDのことで述べたように、敷居が高いというのは潜在的にそういうのがあってはならないかと思いで。もっと物理的なことを言うと、先日、大阪弁護士会の市民会議でも弁護士の広報活動について議論がありました。弁護士にアクセスする方法や弁護士費用がどの程度かかるかといった弁護士を頼むときの技術的問題があまりつまびらかにされていません。今、弁護士会のホームページを見れば登録弁護士にアクセスしていただけますが、なかなか市民にこれは知られていないでしょう。弁護士の皆さ

んは努力していると思つているのかもしれないんですが、アクセスする市民側からすると、どの弁護士に何を頼んだらいいのかということがやっぱりわかりづらい。その辺りについてよりわかりやすいシステムをつくるのが第一歩だという気がします。

司会 松森 ありがとうございます。

費用の問題が皆さん方から出ますので、後ほど、費用の問題について意見交換をしたいと思いで。その前に、弁護士についての感想を一通り聞かせてもらえればと思いで。田森さん、お願いします。

試験が難しすぎるのではない

田森 弁護士は敷居が高いか低いかという点については、私は、何人かの弁護士と個人的に親しくさせていただいているので、個人的にはあまり敷居が高いという気はしません。周囲の人を見てみると、やっぱり何となく敷居が高いだろうと思いで。弁護士の皆さ

敷居が高いというか、弁護士、あるいは裁判所、裁判、そういうものに対する心理的な気後れ、威圧感を感じていると思います。その一つの理由は、弁護士さん、裁判官といったら非常に偉い人、物凄く難しい司法試験に通った頭のよい人、難しい言葉を使っている人だという印象がある点です。実際に、弁護士や裁判官が知り合っている人はあまりいません。知り合っている人は、海外のツアーに参加したとき、他のツアー参加者から、「うわ、裁判官が飯食ってる」などと言われ、珍獣パンダのように扱われたと言っていました。弁護士さんは裁判官に比べればましだと思いますが、似たようなところがあるのではないかと思います。

司法試験は、非常に難しい試験だと聞きます。非常に難関だということと、それに通れば輝かしい未来が保証されることという両方の意味で科挙制度のようなところがあると思います。試験が難しければ優秀な人材が集まりますし、

弁護士は初回だけ、極端な場合には冒頭の15分のあいさつだけで出てきて、あとは若い弁護士が5人も6人も出てきて、一体いくら費用がかかるんだろうと不安になったというような話も聞きます。企業法務ですらそういう状況ですから、個人の場合には、弁護士事務所へのドアをあけるにはもって勇氣が要ると思います。だけれどこの人は大丈夫と紹介してくれないと、相談に行きづらい。ですから、そこで埋もれている相談ニーズというのは結構たくさんあるのではないかと考えております。司会 松森 ありがとうございます。泰山さん、よろしくお願います。

社会正義の砦としての権威を

泰山 私は、皆さんが、敷居が高いことをある意味良しとしているというか、自認しているのではないかと思っています。そして「敷居」というのを「権威」というように置きかえれば、権威を持つてほしいと私は思っています。社会正義と

難しい試験を通ったということでは信頼できますから、試験が難しいということはいいことだと思えます。しかし、一方で、本当にそんなに難しい試験があるのかとも思えます。試験が難し過ぎるというところにマイナスの部分があるのではないかと、これだけ難しい試験を通ったんだから特権的な扱いを受けて当然だという意識が、弁護士さんに限らず、特に裁判官、検察官に生まれるのではないかと思っています。収入の話ではなく、意識的なものとして国民を見下すようになる一つの原因になっているのではないかと、ということでは。例えば、弁護士さんは、法律相談で態度が横柄だという苦情を受けたことがないでしょうか。もちろんその苦情が必ずしも正しいとは限りません。市民の側に問題がある場合もあります。弁護士さんを非難しているわけではなくて、難しい試験を通れば、このような意識が生まれるというのは当然なのです。だから、司法試験は、必要な程度には難しくなければいけない

しての権威を確固たるものとして持つてほしい。というのは増員問題について、弁護士活動を公共サービス化に向かうと位置付ければ成り立つ話だとは思いますが、その脈絡でとらえるか、あるいは社会正義としての権威の問題として語るか、その位置づけの問題として増員問題もあるのだろうと思えます。そして私は、権威を發揮してほしいと思っています。例えば裁判所は、一段高いところから、両方に原告・被告を並べて、裁判官が出てきたら起立させるという演出をして権威を保とうとしているわけですが、そうではなく社会正義の砦としての権威というものをぜひ弁護士に求めたいというのが私の思いです。司会 松森 奥の深いお話かなと思っておりますが、この後また進めさせていただこうと思えます。宮崎副会長、いろいろな意見が生まれたいけれども、ここで何か反論なり意見はございますか。

けれども、必要以上に難しいと思えば問題があるのではないかと思えます。

また、裁判所に行ったことがない人がいっぱいいます。裁判員制度が始まれば若干ましになると思えますが、もう少し市民が裁判になじむようになれば敷居も低くなるのではないかと思います。司会 松森 ありがとうございます。三上さん、よろしくお願います。

専門などの情報が少なすぎる

三上 少し違う観点から敷居の話をしたと思います。私も銀行を対し、弁護士を紹介してほしいというお客様からの依頼が結構あります。最近では業務の流動性が大きくなり、M&Aも小さな企業にも及んでいますし、事業承継対策とかいろいろ難しい問題が身近な企業にも起こってきていますから、永年のおつき合いの老先生一人ではとてもさばき切れないということ、紹介を依頼されるのです。しかし、私も専門の分野

増員が進んできたので敷居は低くなる

宮崎 数が非常に少なかったときはなかなか弁護士に会えなかったわけですから、敷居が高いと言われていたと思いますが、これだけ数がふえてきましたから、敷居が高いう言葉自体が、過去の言葉になつてくると思っています。

弁護士費用は高いか

司会 松森 次の論点は、弁護士の費用が高いのかということですが、先ほど何人かの方から弁護士の敷居が高い理由の一つは、弁護士のところへ頼みに行くとか何十万円という費用が要るといふ趣旨のご指摘があったと思います。弁護士の費用が高いかについてどなたか口火を切っていただけかもしれません。

法外な金額の例

野呂 費用が安いのか高いかは個別の問題ですが、私は先日驚くべ

以外の弁護士をそれほど存じ上げているわけはありません。弁護士年鑑や電話帳を見ても、弁護士の専門や業歴はほとんどわかりません。以前は、某判例検索で、弁護士がどのような裁判をしたかを弁護士名により検索できましたが、弁護士会からのクレームによってそのような検索はできなくなったと聞きました。そういう意味で、業界としての広告の姿勢が未だ不十分ではないかと思っております。

私も銀行でも保険を販売できるようにになり、保険に強い弁護士を探す必要がありました。保険会社の方に聞けば早いのですが、保険会社からすると、利益相反やらの問題を考えればライバルにいちばん有能な弁護士を紹介したいとは思わないはずで、こちらもおいそれとは頼みづらいところがあります。また、最近では、経済誌でよく弁護士の人気投票をしています。それをものにした本も出ています。ところが、そういったものを参考にして聞きに行くと、その

き相談を受けました。私文書偽造・同行使・詐欺の事件で、皆さんご存知ないような事件です。着手金が1,000万円、途中で500万円など合計で2,000万円も弁護士費用がかかったというのです。東京の有名な弁護士です。最終弁論を書くのもう500万円出せと言われたそうです。結局判決は、詐欺が無罪、私文書偽造が有罪ということでしたが、検察の控訴を見込んで、無罪だったら成功報酬いくらというふうな足元を見られて控訴審の契約書をとられてしまっていました。

他方では、大学や高校の後輩などがささいなことから口論になつて手を出したりして、弁護士に依頼したところ、着手金20万円とあった学割のような値段で毎日接見に行つてくれて、結局不起訴になり、成功報酬もわずかということもあります。かつて宮崎先生と同じ事務所にいた弁護士ですが、私が知り合いだからというのではなくて、市民のことを考えて普段

からその程度なのです。そのような弁護士が何割いるのか定量化はできませんが、市民側からすると、先ほどのような途方もない高額報酬の弁護士が1人いれば目立つわけです。

このように弁護士費用はすし屋の時価のようなものです。最初の弁護士も法廷では熱心によつてくれたので、だからこそ詐欺が無罪になりました。しかし、やはり法外な値段です。すし屋なら倒産するような弁護士が少なくないという気がします。今日は、私はいろいろと「問題発言」をするように言われていますので、思っていることを率直に述べたいと思います。

弁護士費用については 消費者相談も

石原 問題発言とおっしゃいましたけれども、そんなことはないです。センターの相談で、PIO—NETという全国を網羅したものがあります。「弁護士」で検索してきたのですが、キーワードは「高

価格」、「説明不足」で、事例としてたくさん料金の問題がありました。例えば、過払金が800万円

あつて400万円の報酬を取られただけでも妥当かとか、とにかく法外な値段を取られるというのがすごくたくさん入っていました。価格の問題は、消費生活センターの弁護士の相談の中で80%ぐらいを占めておりまして、やっぱり消費者は弁護士費用が高いと思っ

ている方が多いんじゃないでしょうか。だから、先ほどの例はすごく特殊だとおっしゃったけれども、そうかなと思いました。

司会 松森 ありがとうございます。安くてよくやってくれているというお話も多分あるのでしようけれども、ほかにも費用の問題でふだんお感じのことがございましたらお願いします。

手弁当で人権事件を担当する 弁護士も多い

郭 費用のお話がありました。私は全く逆のお話をするということに

るかと思えます。

先ほど私の関わっている裁判事案についてお話をしましたが、こういう裁判事案というのは殆ど勝ち目がないんですね。昨年12月に障害者無年金の最高裁判決が出ました。裁判費用は原告の負担とするというのが出てきたわけです。訴えている方は無年金の障害者のご夫婦を初めとする原告団です。訴えられている方は無年金の障害者から、殆どお金がない。皆さん生活保護を受けて、それでも裁判を闘っている。そのような状況の方は非常にたくさんいて、どうしても裁判に訴えたいということでも弁護士さんにお願いをします。外国人の人権に関する勝ち目のない裁判のときは、この事案がどれだけ社会的に不条理をただす積極的意味があるか、勝ち負けは別に問題提起をすること自体に極めて積極的な意味があるんじゃないかということ、けんけんがくがくお話をするわけです。そこで、それやったら頑張ろうと言っていただけの弁護士さんを、私も何人も知っておりますが、それこそ手弁

当でされます。

費用の問題で先ほどお話があった例もありますが、もう一方で、手弁当でもこの仕事については自分たちの課題としてやるんだということもあつて、極めて幅がある部分だと思います。だから、ある意味では高いというような印象にもなれば、ある意味ではこれだけ一生懸命やってくれるんだという評価にもなつて、非常に幅があると思います。極端な例を除いて、一概に高いのか安いのかという話だけでは、ちょっと片づけにくい論点もあると思います。

司会 松森 泰山さん、労働の問題では弁護士に頼むときの費用の問題は、どう関係しますか。障害になつていきますか。

他で稼いで労働事件は 安くしてほしい

泰山 私たちはよく弁護士にお願

ますと。ですからぜひ勝ってくださいと、プレッシャーをかけます。それで協力していただいている方がたくさんいらっしゃるのです、申しわけなく思っています。

ただ、使用者側の代理人は、私たちがお願いする弁護士の費用とは桁違いの費用をもらっている、しかも勝敗に左右されずに、ともわ

が「自由と正義」に書いてございまして。日本の弁護士の多くは、費用については、確かに多くは淡々とやってきたと思えますが、きょうご紹介のありますような事案も決して少なくないのだろうと思えます。

三上さん、企業のほうでごらんなつた弁護士の費用はどうでしょうか。

日本の弁護士の費用は高くない

三上 欧米での裁判の経験から、日本の弁護士がいかにリーズナブルな請求しかしていないかという

ことを痛感しています。私は、先ほど住友銀行の出身と言いましたが、弊行はさくら銀行と合併しま

した際に、アメリカでも現地での合併手続きやらで、米国の弁護士に結構な金額を払いましたけれども、国内で弁護士に払った費用はそれよりもケタが複数小さい額で

した。頼んだ量の違いもあるのかもしれませんが、それぐらい違うわけです。また、アメリカでは、請求が来たら明細を検証して減額

交渉するのが当たり前ですが、日本の弁護士は非常に奥ゆかしい、請求が来ないので、こちらから「おれはいかほどになりましたよ」と聞いても、「そちらの言い値で結構です」と言われ、かえって困ってしまったということもあります。

ですから、私は、決して日本の弁護士報酬が極めて高いとは思いません。例えば、時給1万円の弁護士さんが24時間365日働いても1億円に届きません。もちろんそんなフルに働くことはできませんし、福利厚生も社会保険も自己負担なわけです。やはり相当の報酬というのがあつてはいいです。

銀行としても共通だと思います。日本はどことなく安全とサービスはタダだと思つてるところがあり、その部分の請求が難しいということ。私は、以前から、請求額に比し、弁護士費用がそれなりの額になるようなものについては、裁判所の裁量で結構ですが、弁護士費用も訴訟費用に入れてはどうかと思つています。

言いがかりのような訴訟を起こしてくるケースや、裁判を起こそうにも、弁護士費用で元が取れないからということで足元を見て聞き直られるようなケースは結構あり、このような場合に、敗訴すると弁護士費用まで払わされる、勝てば弁護士費用まで取れる、となれば、それなりに解決する部分があると思うのです。あるいは、日本では評判が悪いですが、成功報酬をもっと大きくする。つまり、勝てるけれども、報酬が前もって払えないというときに、勝てばその分もらいますという部分をもつと導入していく必要があるのではないかと思います。日本の裁判所は、弁護士費用を損害賠償として認めることに非常に慎重です。敗訴者負担については、弁護士会が恐らく大反対しているはずですが、私はもっと柔軟に考えるべきだと考えております。

ではないかと考えております。
司会 松森 ありがとうございます。

敗訴者負担についてはいろいろ問題点もありますが、きょうは時間がありませんので横へ置きまして、ほかに費用の問題でご意見はございますか。田森さん、どうですか。

「他の件で稼いで人権事件は安く」は疑問

田森 私は、民事事件で弁護士さんがどれくらい報酬を取ってられるのかあまりよく知りませんので、弁護士費用が高いか安いかわかりませんが、そのイメージが正しいかどうかもよくわかりません。高いか安いかわかりませんが、どれだけの仕事に対してどうなのかという話はあります。これだけの仕事をしてこの金額なら安いけれども、同じ金額でもろくに仕事をしなければ高いということになり

ます。そういう労働に対する対価として適正かどうかという話もあると思います。とはいえ、払う側からすればやっぱり安くはないと思います。先ほどの着手金1、000万円はいくらなんでも高いと思います。逆に、特に刑事の場合に、安くてほとんど無報酬でやってもらえることもあるということもよく知っています。他でしっかりと稼いで、安くするときは安くするんや、という話をよく聞きます。それは立派ですが、「他で」稼がれた方からすれば高いという話にもなるかなと思います。また、払う側にすれば、安いか高いかは勝つか負けるかによるもので、勝てば少々払っても安いし、負けたら高いということにもなるのではないかと思います。

法律扶助の予算が貧困

司会 松森 ありがとうございます。

日本の法律扶助の予算は大変少ないんです。国民が裁判を起こすときに国家が国民1人当たりの額

でどれだけ予算を支出しているかですが、日本は、1人当たり40円です。これは、イギリスの80分の1、ドイツの20分の1、フランスの10何分の1、アメリカの8分の1という少なさです。これをどう見るかですが、困っている人が裁判を起こしたい、弁護士を頼みたいというときに、国で、あるいは社会でお金を出さない、出す必要はないんだ、それぞれの自己責任で頑張らなさい、あるいは紛争に巻き込まれた人が悪いのではないかと、何か落ち度があるのではないかとというような冷たいところがあるのではないのでしょうか。

めない、裁判できないと思います。この辺についてパネリストの皆様方は、ご存じですか。ご意見がございましたらお願いしたいと思います。

消費者問題でも法律扶助の拡充を

石原 消費者問題をやっておりますと、やはりお金がない方の相談も結構あります。だけれども、消費者問題はこのごろ消費者契約法で解決しなければならぬことも多く、証明責任が全部消費者の側にあり、そうするとどうしても消費者が裁判という手段を取らないと解決しないことが結構あるんです。私も、弁護士さんにお金を払わないでただでやってくれとか、まけてくれというのは余り好きではなくて、やはり正当な報酬は取っていただきたいけれども、だからといって払えない人達をどうするんだということになると、この法律扶助制度をもうちょっと拡充してもらいたいと願っています。ましてや、払えない方達から取っていくのではなく、生活保護

ではありませんが、法律扶助で借りたものは返さなくてもいいようになったらいいな、そのように法が変わってくれるといいなということ、最後に言いたかったということ、ありがとうございます。

司会 松森 ありがとうございます。郭さん、お願いします。

貧困が増え、法律扶助が必要

郭 私も法律扶助予算については拡大をして、いろいろな人たちが司法を活用できるような形にしていくことが望ましいと思います。弁護士さんを通じて司法の場ですう人権を守るために闘っていくかというの、ある意味最後のライオンなんです。行政とも話をする、交渉もする、そこで何とか問題をクリアできないか。しかし、それはどうしてもできない。これは制度的にできないし、法的根拠もないんだという話が出てきたときに、だったらこれを司法の場で争うというふうな踏み込むわけです。人権を擁護していくというときの最後の砦といえますか、そう

いう役割を期待するわけです。

司法改革の中で司法試験合格者が3,000人となり弁護士さんの数が増えるという話で、先ほどの数が増えれば弁護士費用が安くなるというお話もありましたが、私は、本質的に人権擁護というテーマと、いわゆる競争原理、市場原理というのは相容れないと思っています。今、日本の中で格差社会

予算的裏付けがどうしても必要になつてくるだろうと思います。そういう事案を扱っていく上で、最低限、弁護士報酬についてもきちんと担保できるような枠組み、仕組みも検討されるべきではないかと思っています。

たるものでしたのが、去年は2,000件を超えました。この保険制度がもっと拡大していけばと思います。ただ、その適用範囲が限られています。主にどういうことに使われているかというと、自動車の物損の被害者についてです。先ほど、小額の被害だとなかなか費用対効果がというお話がありましたが、そのような場合もそれなりの弁護士報酬が、場合によっては被害金額以上のものが保険から支払われることもあるんです。そういう意味では、この保険を離婚等にも拡大できるように、日弁連としてもっと力を傾けなければいけないと思います。

司会 松森 ありがとうございます。宮崎 弁護士は医者と比較される

ことが多いわけですが、費用について決定的に違うのは、弁護士には保険がないということです。先ほどから扶助の話が出ていますけれども、今の日本のこの状況で扶助予算がふえていくということは期待できない。むしろ、削られるかもしれない。そういうことを考えますと、弁護士費用に関する保険をもっと拡充すべきだと思います。

日弁連では、LAC（リーガルアクセサセンター）が損保会社、保険会社と協定して、2001年から弁護士保険の制度を立ち上げています。当初の件数は微々

弁護士の専門化の必要

石原さんから、弁護士が必ずしも専門的な知識を十分に持つていないように思うというご意見がございました。消費生活センターの勉強会などに出ておられるのは消費者問題に詳しい弁護士さんのは

ずなので、ちょっと意外な感じがしますが、実情をご紹介いただいで、私たち弁護士、弁護士会で考える素材にしたいと思えます。よろしく願います。

消費者問題でも専門知識が不足

石原 私が最初に関わったところは、消費生活センターもやっと活発になってきた、寝屋川は弁護士さんの顧問制度を持っており、その立ち上げもあつたということ、多分顧問になってくださった先生方が意気に燃えていたこともあつたと思いますし、私どもも知識がなかったから、すごくよく教えていただいているような案件に立ち向かっていったという力強い存在だったんです。しかし、16年も経つてしまうと、私に少し専門的な知識があるのかもしれませんが、これも、今の若い先生方との勉強会も含めて非常に物足りない。相談員でも10年を超えるキャリアを持つている人達にとつて、今の消費者問題を取り扱う弁護士さんが、実は物足りないということが

現状です。

法廷に出れば、民法が一番使いやすいし、そういう組み立て方をすれば勝てるということになるのかもしれませんが、私どもの立場では、それぞれの業法や相対交渉でやっていかないと、民法まで持ち出して業者と対抗していくわけにはいかないわけです。ですから、そういう立場をきちっとわかったださい。金融の問題やITの問題が増えてきたりとか、クレジツトでしたら、今は個品割賦から総合割賦に移っており、そのからくりとしていわゆる決済代行というものがあるというのと、いろいろな契約が発生しています。

そういうことが、消費生活センターが一番のセンサーですので早いですね。そうすると、私どもが問題提起をするころには、弁護士さんにはまだそういう問題が入ってきてないという事実があります。ですけれども、やはり私どもはそれが知りたい。弁護士さんが消費生活センターに入ってくる

問題がやっとなつてきたところに私達にレクチャーしてください。私も、実は不満というところがあります。そういうことをもうちょっと専門的にわかったださいる方達がいってくださるとありがたいなとも思っています。

司会 松森 ありがとうございます。

方はベテランで、専門知識が豊富で、弁護士がたじたじなんだろうとは思いますが、そういう指摘を我々も謙虚に受けとめなければいけないと思います。

今の裁判について

司会 松森 人口問題について議論いただく前に、今の裁判につきましてもご意見を聞いておきたいと思えます。時間がかなり過ぎるという点がかねてから指摘されていますが、最近統計で見ますと随分早くなっていますし、弁護士の感覚としても大分よくなっているように思いますが、労働事件などでは泰山さん、どうでしょうか。

裁判は時間がかかる

泰山 解雇問題とか労働問題というのは生きもの、いまこの瞬間が大事ですので、時間とお金がかかるというのは最大のネックになります。労働審判制度ができて徐々に活用し得る状態になってきていますが、ドイツのような労働裁判所がなく、労働裁判についての一定の基準も不明確ですから、裁判をするときも時間がかかる。そのことを見越して使用者は居直りますから、事態はどんどん悪化しますから、事態はどんどん悪化したとえ勝利したとしても取り返しのつかない状況も生まれます。

私たちがユニオンからすると、裁判にまでいく、もつれるのはほぼ負け試合という認識で、裁判に移行する手前でどう解決するかが重要と思っています。

裁判・裁判官にも問題

野呂 今の裁判制度には、話し出すと法曹人口の話題に行けないくらい問題があると思えますが、私が司法記者として経験したのは、

裁判官によって事実認定のばらつきが非常に大きいという点です。例えばこういうことがありました。車で駐車場から出ようとしたところ、オートバイを発見して一生懸命ブレーキを踏んだものの、駐車場から80センチのところ、衝突し、起訴された交通事故の事案です。控訴審で裁判長が「私は免許証を持っていないので制動距離がよくわからないんですよ」と言ったのです。寝ていた傍聴人もがばつと起きたほどで、私はコラムで、人を裁く人間が制動距離ぐらい勉強せよ、というようなことを書きました。そうすると、当時の大阪高裁事務局長に「この裁判官は非常に優秀だ、こんなことを言うはずがない」と言われたので、「そんなことはない、寝ていた者もみんな起きたんだ、あなたは何聞いていたのか」という話をしました。おもしろいことに、それから数年たって司法修習生にこの話をすると、そうですか、私たちは制動距離ばかり勉強させられましたが、ということでした。最高裁

は、あまり批判されたことがないので、批判に過剰に反応したようです。その修習生は、なぜこんなに制動距離を勉強するのかわかっていたらどうですか。

また、かなり古いですが、枚方で警察官がシンナー少年を捕まえたときに、膝蹴りをして死なせたという特別公務員暴行陵虐致死事件がありました。被告人は、正当な制圧行為だと主張しましたが、司法解剖すると、少年の肝臓がばつくり割れており、これは膝蹴りが原因に違いないということになりました。すると、弁護側証人として大阪大学の医者が出てきて、心臓マッサージで肝臓が破裂するケースは多々あるということを証言しました。これは衝撃的な弾劾証拠のようなもので、我々も驚いて記事にしましたが、結局判決は、その警察官は少年に暴行を加えて膝蹴りをした、しかし肝臓破裂との因果関係は明確ではないので致死の部分に対する責任は認められないという判決でした。検事はその判決について「いわば和

解判決だな」と言っていました。我々は、弁護側の立証によって無罪だと思っていました。が、やっぱり裁判というのはこんなものかと思えました。裁判を取材すればするほど、刑事裁判が真実発見の場だなんてまやかしたと、悪く言えばゲームのように審理が進められる裁判も少なくないと思えます。

では、裁判員制度でどう変わるのか。期待というほどではありませんが、変わらざるを得ないと非常に思っています。裁判官という職業は憲法に守られた存在ですから、我々が彼らを批判するのはなかなか難しいのですが、刑事裁判に関しては、訴訟指揮の段階で批判していくことを司法記者として考えていました。先ほどの制動距離の問題もそうで、高裁の裁判長にもなつて制動距離がわからないというのには驚きました。もちろん優秀な裁判官、例えば石松裁判官のように、被告人が納得して有罪の判決を受けるといふ裁判をする裁判官もおり、私は彼の法廷を見るのが楽しみだったので、

第3部 法曹人口の増員と見直し 合格者数の急増と見直しの議論

司会 松森 それでは、法曹人口の問題に入ります。

最初に副会長から、大阪弁護士会の決議についてご説明いただきしたいと思います。事前にパネリストの先生方には、この法曹人口問題に関する資料集をお送りいたしましたので、その説明は省略させていただきます。

資料集の「司法試験合格者数の推移」という表を見ていただきますと、1992年ごろから1999年ごろまで合格者は500人で30年間来まして、その後600、700、800人と増えてきたわけですが、この表には出ておりませんが、

2007年、2008年は、合計2,000人という数字になってきたわけです。大変急激な増加というあたりにいろいろな問題が生じているように思いますが、そういうことを踏まえて大阪弁護士会は、再来年2010年に合格者を3,000人にするという今の閣議決定については見直しが必要ではないかという決議をしました。もともと大幅に減らすべきではないかという意見も弁護士会にはあります。いろいろな意見があります。が、弁護士会がこういう決議をしたことを簡単にご報告いただきまして、その後、パネリストから増員について、あるいは増員の見直しについての忌憚のないところを聞かせていただこうと思います。副会長、よろしくお願いします。

弁護士会の増員見直しの決議

宮崎 いろいろな経過はありましたが、上野執行部は2010年3,000人という数値目標の見直しを総会ではつきり言っています。もう一つは、今年度の司法試験

かと思えます。提案理由によると、大阪弁護士会の会員さんアンケートをされたそうですが、6ページには「適正な数は法曹だけで決めることではなく、広く市民、社会の意見を踏まえて決められるべきであること」とあるのになぜ大阪弁護士会に聞くのか、そこからして私は理解できませんでした。今の人数で足りると思うか、足りないと思うかというぐらいであれば市民も答えられると思うので、そのようなアンケートもとられたらどうかと思います。適正な法曹人口というのは、何を基準に判断するか問題です。過当競争になって食いはぐれる弁護士が出てきたら困るので、それが出ないぐらいの数というのが適正な基準だというのも一つの考え方だと思います。あるいは、弁護士がしっかり安定した収入が維持できるぐらいの数というのも一つだと思います。弁護士も事業主です。から、そういう考え方をすることは決して間違っているとは思いません。しかし、市民サイドから考

合格者数についても、前年度より増やすことのないように求めました。その意味で9月11日の新司法試験の発表を注視していましたが、非常に微妙な数字が出ました。もともとは概数としては2,100〜2,500人という目標でしたが、実際は2,065人でした。去年が新と現行を合わせて2,099人でしたから、我々執行部は2,100人を超えたら声明を出そうと準備していました。それが、去年より少なかったのと、とりあえず止めておくことになりました。なぜ、数値目標の見直し決議をしたのかといえば、弁護士の役割として、基本的人権の擁護と社会正義の実現ということを考えると、一定の質の確保が必要だろうと思われまます。

しかし、急激に司法試験合格者が増加し、また他方で研修所の修習期間が大幅に短縮され、2回試験の不合格者数が大変増えていきます。法科大学院がそれを補うと考えられていましたが、現実には、えらと、そんなことは知らんよと。つまり、国民に対する司法救済が迅速かつ適正に行われるために必要な数、これも一つの基準だと思えます。

例えば、来年度から被疑者国選制度が必要的弁護事件に拡大します。聞くところによると、大阪管内で7,000件程度発生するそうです。私選もあるでしょうから、国選になるのはその半分程度かもしれません。それだけ増えるの今の弁護士数で大丈夫なのかということも考えるべきだと思います。また、裁判員制度が始まると連日開廷になります。その影響はどうなるのか。あるいは、大阪弁護士会が一生懸命やっておられる取調べの可視化も絶対必要なことだと思います。同時に取調べの弁護士立会いも必要だと思えます。でも、「わかりました、弁護士立ち会ってください。」と言われて、弁護士が足りるのかという心配もあります。民事事件については、最近裁判も短くなったと言われましたが、それでも大分長い

そうではない。法科大学院は当初7〜8割が合格といわれていたが、実際には3割程度の合格です。合格のための勉強を一生懸命やらなきゃいけないのであり、実務教育まで行かないのが現状です。

また、司法の法律扶助を含んだ基盤整備もなかなか進まない。他方で、過疎地に弁護士が少ないとも言われています。これはむしろ裁判所や検察庁が地方の支部を統廃合した、司法行政、国のやり方を棚上げて、弁護士だけが少ないといわれるのはおかしい、ということもあつたわけですね。

結果として、合格者を増やし過ぎて就職できない弁護士が現実化しました。去年は何か押し込みましたが、今年は、新司法試験の方では就職の決まっていなくて300人と言われ、この人たちが大変困っている。

本来、弁護士業務は職人芸みたいなところがありますから、OJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）が是非とも必要になります。

時間がかかると言われています。裁判官は何百件も訴訟を抱えて大変だと聞きます。そういうことを聞くと、弁護士の数だけでなく、裁判官、検察官の増員も含めて法曹人口は十分なのかと疑問がわいてきます。このような観点からも考えていただきたいと思います。

大阪弁護士会の決議と提案理由を読ませていただきました。決議は、要するに司法試験の合格者の数を増やすなということをやっているわけですね。理由は、弁護士の質が落ちる、過当競争になって就職難になるという二点です。この二つ、はつきり言ってどっちが本音なんですか、と思います。質が落ちるといふのが主の理由で、従の理由として就職難などの問題もあるというふうに読めます。本音ですか。質が落ちるといふのは建前で後の方が本音じゃないんですか、という気がしないでもないです。なぜそう感じるかというと、一つは、聞くところによると、数を増やすなということ、若い弁護士さんを中心に言われている

しかし、就職もできないとなると、それができない、そういうことから、今回、法曹人口の見直しの提言をしたということですね。司会 松森 ありがとうございます。

それでは、パネリストの皆様方から、我々のこういう見解についてどういうご意見をお持ちなのか率直に聞かせていただければと思います。

法曹増員の必要はあるのでは

田森 先ほど今の裁判の状態に意見がないかと聞かれて何も言いませんでしたが、それを言い出したら絶対法曹人口の話には入れないと思っただけで黙っていただけで、言いたいことは山ほどあります。

まず、適正な法曹人口は何人ぐらいかと言われても、正直言ってそんなことはわかりません。それに答えられる市民はめったにいないだろうと思います。ただ、今の人数で足りていると思うか足りないと思うかというぐらいの質問だったら答えられるのではない

という点です。本当に質が問題であれば、むしろベテランの弁護士さんから出るのはないかと思えます。若い弁護士さんは、質の問題を心配するよりも、まだ経営基盤がしっかりしていませんから、自分の経営的な問題から数を増やすなという声が強くなるのではないかと思えます。もう一つは、提案理由に書かれている法科大学院と司法研修における教育の改善・充実が不十分だという点です。これが不十分のまま司法試験合格者を増加すれば、法曹としての質に対する懸念が深刻になる、これはもったもったな意見だと思います。しかし、そうであれば、なぜこの点を決議の中に書かないのでしょうか。法科大学院・司法研修所における教育の改善・充実を実施せよ、それが確保されないうま急いで3,000人にすべきではない、というならわかりますが、決議には、単に3,000人より減らせ、去年より増やすな、と書かれているだけです。そうすると、やっぱり質の問題ではなく、就職難の問

題など競争が厳しくなってきたところの方が本音じゃないかという印象を受けるのです。

司法試験の合格者は、2010年3,000人が予定でしたが、仮に半分の1,500人に減らした場合、ロースクールの学生さんたちはどうなるのでしょうか。既に司法試験に通った方はいいかもしれませんが、法曹を目指そうと今ロースクールで頑張っている人のことも少しは考えてあげてほしい。長期的には、多過ぎるのであれば減らすこともあり得るのかもしれませんが、とりあえず3,000人にもしてもらえらると思っロースクールに行つた者はどうなるのか気になります。

提案理由には、司法試験合格者の質が落ちていくというふうに書かれています。私はふだん修習生と接していないので、実際どうなのかはわかりません。ただ、500人だったのが2,000人になれば、以前より少なくともペーパーテストの成績が低くなるのは当然です。しかし、弁護士の

仕事を行う水準に達しているのか、達していないのか、達していないのであれば非常に大きな問題ですが、達しているのであれば以前の合格者より質が落ちていてもかまわないのではないのでしょうか。司法試験は、採用試験ではなく、資格試験ではないのでしょうか。企業なら、必要な人員だけを採用試験です。上から順番に必要なだけ採ります。しかし、司法試験は本来資格試験ですから、法曹業務に必要な法的知識の水準に達しているか達していないか、500人でも達していなければだめ、達していれば3,000人でも4,000人でもいいのではないかと思います。

司会 松森 もう一人、増員に賛成の方からご発言をお願いします。三上さん、お願いできますか。

資格試験でよいのでは

三上 私は、決して増員賛成派というわけではなく、また、何人が適正かということもよくわかりませんが、そもそも司法試験は資格

試験のほずだというご意見は、私も非常に納得するところですが、つまり、合格水準を点数で示し、この点以上とれば全員弁護士の資格がとれるという試験であるべきで、合格者数の制限は、弁護士業界への参入規制です。

今回の弁護士会の決議は、社会貢献活動や刑事弁護活動という「礼節を知る」するためには、弁護士が「衣食を足らせる」分け前を確保しておいて欲しいという要求に、ややもすれば見えてしまうのですが、それはやはり本末転倒ではないかと思えます。社会貢献活動等は、弁護士でない方もたくさんしておられますし、刑事事件の問題は刑事事件として解決すればいい問題であって、弁護士資格をとった人が弁護士業務に従事するかどうかは、各人に任せるべき話だと思えます。また、試験の成績は悪いけれども、実際の弁護士業務に適しているという人はいるはずで、今年2,000番で司法試験に通った人が、将来、大阪弁護士会の会長にならないとも限らな

いわけです。ですから、司法試験に通ったというだけで全員が全員弁護士としてやっていけるわけではないことの情報開示は必要ですが、間口を絶対的な人数で切るとして養えるのが何名だからそこで切るという発想は絶対的におかしいのではないかと思います。

銀行内には弁護士資格を持っている人がおり、ほかにも公認会計士、司法書士、不動産鑑定士など、資格を持ちながら普通の銀行員をしている人がたくさんいます。ただ、資格を活かして仕事をしていくかという点、必ずしもそうではありません。私が見ている限りは、その本人が自分の強みとして資格をアピールして、実際にそのアピールが人事面での評価に繋がるといいう面が大きいといえます。

企業による採用に関して一点付け加えますと、ストレートで司法試験に通って修習が終わっても、一番若くて26歳ということが問題です。過去に司法試験合格者の高齢化が問題になりましたが、法科

大学院になっても、合格者の年齢は決して若くなっていません。「三振」して法曹にはなれないと確定した段階で30半ばということもありえる話ですが、その人はどうするのかというのも深刻な問題ですが、企業勤務、とりわけ企業法務のような「本部の管理セクション」で活躍するためには、最初の「下働き」時代の経験、20代のうちに現場で経験しておくべきことがかなり重要です。

話が脇にそれましたが、企業内外で法務ニーズというのはたくさんあります。大学の法務サークルの無料相談会や、シンクタンク主催の銀行の取引先のお客様を対象とした弁護士の無料相談会には、結構な人数がやって来ます。つまり、タダなら相談したいというニーズはたくさんあるのです。タダで相談しに来たところからいかにピラブルアワーに結びつけていくかというのは、弁護士の売上上の才覚の問題であろうと思えます。また、商法改正で、代表訴訟の費用が勝てば会社負担になる、

つまり、弁護士会の基準報酬額でフルに、場合によってはそれ以上のものを会社に請求できるとわかった瞬間に、代表訴訟の提起数が増えました。ここ10年ほどの事業再生ニーズも新たなマーケットの出現だったのでないでしょうか。そのような形で、パイはまだまだ拡大する余地があるはずだ思っているわけです。ですから、今の段階で業界への参入規制としての枠を設けるというコンセプト自体がおかしいのではないかと思います。

司会 松森 ありがとうございます。

違う視点で増員問題を考えていただいている方がおられるようですので、郭さん、あるいは泰山さんあたりどうでしょうか。泰山さん、お願いできますか。

質ではなく、弁護士の使命を基に

泰山 先ほど大阪弁護士会の決議にけちをつけましたが、大阪弁護士会の上野勝会長は、私が大変お世話になった方ですので、そこは足

を引張らないように発言します。

自治体等で公共サービスがどんな規制緩和され民営化されていくときに、民営化反対、公共サービスの質を守ろうという発言があったりしますが、これは全然受けない、市民の理解を得られませんか。それなら官のサービスはいいの、か、そういう反論がすぐに出てくるからです。大阪弁護士会の決議が受けられないというのはそれと似たようなことで、質の問題にするとすぐ反論がくるでしょう。なぜなら、質の低下をいうことはすなわち現状の肯定に他ならないからです。

私も、労使問題に限ってですけど、でも、現状で質を疑問視する場面は山ほどあるわけです。例えば、中小企業の経営者やIT産業等のベンチャー企業の経営者には労働法、つまり労基法や労組法を知る必要もないと思っている人がたくさんいます。法律がなんぼのものじゃ、それを守っていたら商売なんて成り立たへん、そういう意識です。私たちはそのような企業に

対し、弁護士をつけるように要請したりします。相手方に弁護士がつくと、弁護士の最大の弱点は法律違反を言えないことです。弁護士がつかないよりはマシなのです。

しかし弁護士の中には、法律の条文は知っているが、物事をマルカベケ、白か黒でしか判断しない人もけっこうおられ、困ることがあります。このような人はどこで折り合いをつけるかという判断に乏しく、またたいい使用者は弁護士の言いなりになりますから、とことん行く。労働問題に慣れない人ほどそうで、それで傷口を広げて、裁判の決着まで行かざるを得ないという状況になってしまっています。条文ぐらいは皆さん知っているわけで、重要なのは、それをどのように運用するか、それを使って事件を解決していく姿勢があるかどうかです。ですから質の問題という場合、条文をどういう立場で活用していくか、社会正義のところに力点を置いた政策を唱えてほしいという思いが私に

はあります。

資料の大阪弁護士会の決議文に添付されている趣旨にある、「弁護士への使命は基本的人権の擁護と社会正義の実現にあり、これを制度的に保障するため」という部分をもっと押し出し、そういう施策としてこの増員問題にも対処するという提案にしていた方が、私たちにはすつと胸に落ちます。

司会 松森 ありがとうございます。郭さん、いかがでしょうか。

司法全体の手立てを

郭 私もこの3,000人という数字が適正なのかどうかという判断基準についてはつきりと持っているわけではありません。ですから、これが多いのか少ないのかと言われますと、何とも言えませんねというのが正直なところです。

ただ、弁護士を必要としている受益者、一般市民の中で、例えば今言われているように過疎地域、ゼロワン地域がまだあって、日々の様々な問題が起きたときにたやすくアクセスができない地域、地

帯がある。ということであれば、その問題は解消すべきだと。それが相対として、数の問題として少ないということであれば、それは増やしていくというのはいくつかの選択肢として検討されるべきだろうと思います。

す。これは一般的な意味でということですが。

ただ、3,

000名の多い少ないというように、数字だけが極めてひとり歩きしている感じが否めないと思います。

先ほど少し言いましたけれども、人権を守る、それを制度として担保していくための仕組みは、当然、その代弁者たるべき弁



護士の数の問題であったり、あるいはそういう問題を解決していくための司法の場で様々な手立てがとられるときの予算措置の問題であったり、あるいはス

ピードの問題であったり、そういう全体の問題が議論されていくべきだと思

います。

難しいのは、例えば医師の場合、全ての人の命と健康を守るということ、病院に患者さんが来られた場合、診療拒否はできないですね。これは医師法に違反します。どのよう

な患者が来たとしても、それをケアできる体制をつくらうということとで保険制度がある。その運用をきちんとしてやる。ただ、これ

中身とは何かということ課題としては考えていかないとだめなのではと思います。

大幅増員には反対

石原 私は反対です。私ども相談員は、皆さんもお知りのようにワーキングプアなんです。私どもも、相談員の資格、一定の試験制度とがあるわけです。ものすごく人数が増えれば、やはり分けがけいかなきゃならない。今、私は3日半勤めています。2日ずつにならなきゃいけない、分けていかなきゃいけないという考え方もあります。弁護士さんのところが

先ほど別に資格が業務につながる必要はないとおっしゃったけれども、そうかな。私どもとしたら、相談員の資格が他で通用するとか、何のために相談員の資格をとるかといったら、やっぱり相談員になりたいからとるのであ

て、弁護士さん達がそうじゃないとなってきたら、それこそ質の低下になるんじゃないかなということはもう目に見えていますし、需要と供給のバランスというのは現実あると思います。

私は、今の増員ということよりも、まずは専門化をしていただきたい——広報の問題がまた後に出てくるかもしれないですけども、センターに弁護士会のチラシが来たのが、年数は忘れましたが、大阪の電話番号は6が頭について4ケタになっていますね、それがついてないんです。その時代に一度弁護士会からチラシが来て、後生大事にそれをまだセンターに張って皆様に紹介している状態です。何で広報をしないのかなというも疑問に思っています。

だから、需要をある程度考えていらつしやるのであれば増えていただく、その増えた方達も、ある程度仕事があれば質が高まるんです。相談員もそうですが、仕事をしないと質が低下します。私どもの相談員と弁護士さんを比較

するのはおこがましいんですけども、そういう現実があるというのが身に染みています。急に1,000人ぐらいい増えて、本当に一体どういうことをもってそのようなことをしたのかというのを、最初に日弁連が決議したときに私は疑問に思っておりますし、相談員は大体そう思っているのではと考えています。

裁判官・検察官も含め 法曹の増員は必要

野呂 先ほど社説を紹介した大江健三郎さんの件で、例えば読売新聞の社説は、隊長の自決命令は認められなかったというものでした。同じ判決を読んでいるのに、社説はこれほど違います。事ほどさように、全国紙、朝日・毎日・読売・産経・日経という5紙で見れば、社説は非常に多様です。し

も今は国民保険が払えないということ、機能しないのではないかと不安にさらされています。弁護士の人は、人権を守る。どのような人であったとしても、その人が何らかの問題を抱えている——例えば、家庭内暴力の被害者であったり、あるいはクレジット、サラ金で過大な負担を負っている人であったり、そういういろいろな問題に直面した人がどういう人であったとしても助けを求めて、その救済を受ける手立てを準備されている、そういうところがあると思います。そういう問題をトータルで解決していくための司法制度とは一体どうあるべきなのかということは、考え方として議論されるべきではないかと思

います。実際の、私の周りでも、貧しい人、苦しい人で、いろいろな問題が出てきたとしても、裁判できるほどのお金はないとか、そんなお金がかかるんやったら私もうええわとか、そういうふうに言う方はおられます。だから、そういう人であってもアクセスできるような司法の

かし、法曹人口問題に限っては同じ主張なのです。1年に数回あるかないか、5紙の社説が同じ主張であるというのは驚きです。なぜかといいますと、司法制度改革審議会には、労働界や消費者団体、もちろん日弁連の代表も入って議論を重ね、3,000人という人数に帰結しました。先ほど私は、言葉の力、あるいは民主主義の根幹は言論である、そして我々新聞記者も弁護士もその言論をもとにする仕事であると申し上げましたが、市民はやっぱり知っているのです。あなたたち、そんなことを言うけれども、みんなで議論して決めたんじゃないの、それが始まってまだ3年や4年で反対と言っているのは何なんだって。根幹はそういうところにあると思います。質の低下を反対の理由に挙げているから、ロースクールにはたくさん弁護士が教授陣に名を連ねているのだから、ロースクールで質を上げることになぜもっと努力をしないのかということも市民は考えているでしょう。

私は、日弁連にしろ大弁にしろ戦術を誤ったのではないかと思えます。そして、この問題で弁護士に対する市民の信頼が失われたことが非常に重大だと考えています。今、政治は、政治家が勝手に永田町の中だけのルールでやっていることに市民は気付いていません。弁護士も一緒だったのか、弁護士の中の論理だけでやっていったのか、ということも市民に気付かせたと思います。皆さんはそうではないかと思っているかもしれないが、先ほどの話にあったように、アクセスの悪さがあった市民側からすればまだまだ弁護士の敷居が高いのです。日本では、裁判を起こすことについて、「訴訟沙汰になった」と言うように、非常にネガティブにとらえる傾向が強いと思います。国民的風土として裁判を避けたいという思いがあるのではないのでしょうか。日本で裁判に持ち込んで弁護士さんに頼むというのは最後の最後の手段なのです。そのような中で、開かれた司法にしようと、弁護士を増やそ

う、司法試験に受かる人数を3,000人に増やそう、とみんなが議論をして決めたのに、弁護士会がこれに反対することで、弁護士は本当に市民の信頼を失ったのではないかと非常に心配です。戦術を誤ったというのは、質の問題云々ではなく、裁判官や検察官を増やすと国も言ったでしょう、政府も言っていたことを全然やっていないじゃないですか、我々弁護士も痛みはあるけれどもまずあなたたちは言ったことを実行したらどうですか、ということをもっと主張すべきだということだと思います。起訴前弁護とか民事訴訟の法律扶助には、当然弁護士がたくさん必要になります。それは市民もわかっています。やっぱり弁護士は自分たちの利益を守ろうとする守旧派・反対勢力だったんですか、自由と正義と言いながら結局あなたたちも古いんですね、というふうには市民は受け取ってしまっただけで、私はこの法曹人口問題の根幹であると思います。まだ遅くはないと思うので、戦術を

変えて、矛先を、裁判官や検察官を増やせといったところに持っていかけた方が我々も連携しやすいでしょう。先日、山田庸男先生が朝日新聞の「私の視点」で、法曹人口問題は「判事・検事の配置とともに」という趣旨の主張されました。このような方法をとらなければ市民の共感を得られないという気がします。司会 松森 ありがとうございます。フロアから発言いただける方ございましたらお願いします。質の低下を懸念

はりいけない。私は、長年消費者問題をやってきましたが、これは大きな消費者問題だと理解しています。弁護士は、消費者との関係では事業者です。粗製濫造で質が低下した弁護士があふれると、結局、消費者である国民、市民がその割を食う。だから、きっちり規制する必要がある。能力のない人間は合格させるべきではないし、場合によってはロースクールが多少つぶれても、合格者の質は確保して、国民に迷惑をかけないような法曹を我々にはつくるべきである。これをもう少し弁護士会はしっかりとやるべきだと思います。

規制緩和路線との関係

山下潔 野呂さんに対して、基本的な反論をしなければいけないと思います。野呂さんは、30年前ぐらいのサッチャー政権以来、今日までの規制緩和路線を、国際経済、国際政治の問題の分野で、構造的にどのように把握しているのかという問題が一つあると思います。

それから、日本の国内でそれがどういうふうな展開してきたかというのを考えておかなければならないという問題もあります。

野呂さんが指摘されたように、司法改革なるものにおいて

は、裁判官、検察官の増員は初めから対象外でした。もっと言えば、法曹、すなわち裁判官、検察官、弁護士の増員ではなくて、弁護士の増員だけを考えている。構造的に言えば、司法予算を多くしない。司法研修所の修習生についても、弁護士をたくさん輩出するようなところへ予算をつぎ込むことは到底できない。こういう構造的な流れについて、一般市民はなかなかわかりにくい。官から民へ、等のスローガンの中で言われるので、なかなか見きわめにくい。しかし5大新聞をはじめとするマスメディアは、この30年間の流れをもう少し構造的に把握して考えて頂きたい。司法改革の場合にはもう一回繰り返しますけれども、裁判官、検察官の増員は初めから全く考えられていない。裁判

官増員を言わなかったことが戦術的に誤っているとおっしゃいますけれども、戦術論は関係ない。初めから為政者のほうは考えていない。この点の再検討をお願いできないかというのが私の意見です。

予算の手当、実体法整備などができていない

正木みどり 弁護士を増やせば諸々の問題が解決するかのような発想は、相当に間違っていると思います。いろいろな制度的な担保がなければ解決しない問題がたくさんある。過疎地の問題で言えば、弁護士の人数が増えても、それだけでは過疎地に行きません。やはり制度的な担保が要る。ひまわり基金や法テラスの設立により、それなりに過疎地に弁護士が行くようになったのは、お金の問題もあるし、数年ずつ担い合っているという制度の影響でもある。法律扶助や国選弁護報酬が上がらなければ、過疎地での弁護活動はとて大変です。

それから、本当に権利救済に役

立つためには、権利救済が可能となるだけの実体法が必要だし、簡単に訴訟提起できるように立証責任も転換されるというような訴訟手続法も必要です。そういうところをすつ飛ばして、弁護士が増えれば解決するかのようになってしまおうというのは間違いだろうと。

審議会ですえ、質の担保のことも言っていましたし、解決しなければならぬ制度の問題があるということも言っていました。そちらの方はなおざりで、数の問題だけがひとり歩きするというのはやっぱりおかしい。質の問題を言うのは、実際には弁護士を選ぶことのできない一般の人たちにとって、最低限の質が確保された弁護士が育つていかなければならないと思うからです。企業の方と違って、選ぶだけの知識がないんです。だからこそ、最低限の質が担保されなきゃいけないし、OJTがとて必要だという観点から、質の問題を取り上げているのです。

もう一つ、お金の問題が出ましたが、これも規制緩和のひずみ

んです。忘れられているかもしれないませんが、以前、弁護士会として報酬規程がありました。規制緩和の中で、弁護士の反対を押し切って撤廃されました。だから、費用がわからんと言われても、弁護士のホームページで報酬規定を広報できない。あるいは、無茶な報酬の取り方をしても、綱紀・懲戒の対象じゃなくなる。それをすこく心配しましたが、その不安は当たりました。だから、規制緩和の影の部分、やみの部分に目を向けていく必要があるということを言いたいと思います。

個人の法的需要拡大には制度整備が要る

司会 辻 いろいろな問題があるけれども、国民の中に需要があるって、それがふえてくる、そういう情勢ならば問題はないんですね。それがどうかという問題です。しかし、それがどうかという問題を別にして、弁護士の現在の収入が高過ぎるといふことになれば、考えはもっと別になるだろうと。

かつては、弁護士は偉そうにし過ぎてたと思います。そういう点では改善しなければいけないし、人数増も必要だろうと思うんですけども、500人と3,000人というぐらいアンバランスな状況にあったかというのは非常に問題なんです。当時バランスがとれていたかどうかは問題で、需要と供給で、需要が多くて供給が少なかつたかもしれないんですけども、6倍にもなるほどバランスは崩していない。ちよつとぐらいのバランスは崩していただろうと思うんですけどね。

問題は、需要があるかどうかを個別に考えなきゃいかん。一般的に日本の経済が発達したとか、法の光を社会の隅々にまでというのは物すごく抽象論から来る話なんです。どうしたら需要がふえるか。需要というのは何かということ。先ほど話があったように、弁護士に何を頼んでいいかわからないという問題がある。これは、弁護士会の責任でもあるけれども、広報とか風土の問題、そこ

から法曹教育の環境も作っていかないといけない。

もう一つ需要がふえない問題としては、費用の問題がある。費用は、何回も言われましたけれども、どれぐらいの費用がいいのか、どれぐらいだったらしんどいのかを議論してほしい。1,000万とか何百万というのはむちゃくちゃな話なんです。また、一方で手弁当でやっているという話、これは弁護士は立派だけれども、それでいいのかということがあつて、それをするためには、ほかで稼いでこないとしたくないですね。そういう問題で高過ぎるという問題が出るかもしれない。

それからもう一つは、裁判をやっている結果が出るかどうかです。それは裁判官の価値観の問題と法律の限界ですよ。要望に添う法律がないとなれば、どうにもできないんですね。そういうことを見通して需要というものはふえていたり、ストップしたりする。私は、この需要に関しては、企業の

ほうはみんな見通しがあると思うんです。弁護士に頼むべき事項はわかっているという雰囲気でしたね。費用も高くないと言われたでしょう。それから、企業では、裁判の結論、どういう法律があつて、どういう結論になるか大体わかりますよ。ところが、個人ではみんなわからない。弁護士に行ったらいいかわからないし、通常の弁護士費用は20万円から50万円ぐらいの金額だと思います。それが高いか低いかわからないし、どうしたらいいかわからないことを議論する必要があらうと思います。だから、とても金銭の問題ではなくて、普通の市民は、1カ月分の収入分を払うのはしんどいと思います。それをどうするかが最大の問題だろうと思うんです。

そのあたりを言うと、個人の需要がふえるためには、そういうことを解決する制度的なものがふえない限り、そんな急激な需要のふえは絶対しないと思う。企業のほうは、皆わかつた上でやっていると、これもそんなに弁護士に

対する不足感があるのかどうかかわからない。個人はあると思います。あるけれども、いろいろな制度なしに重要な絶対ふえないと思いません。その辺も含めて最後の意見とさせていただきます。

需要は増加しているか

中川秀三 三上さんは、先ほど需要の余地があるとおっしゃいましたが、抽象的な感じがしました。需要が増加するということについて具体的なイメージを持てるぐらいのレベルでおっしゃっているのでしょうか。

企業の需要はある

三上 私は刑事の話はわかりませんが、こと民事に関しては需要が拡大する余地はあると思つています。先ほど申し上げたように、法改正や新法制定があれば、新たな法務ニーズは発生するわけですし、特に大阪の皆さんということ。例をあげますと、現在、我々の金融関係の仕事で、大きなM&Aですとか、あるいはプロジェクト

ファイナンスとか最新鋭の金融スキームの大きな仕事を、大量の弁護士を使って短期間で一定の水準まで仕上げるということに対応できる事務所は、大阪では数えるほどしかありません。大阪あるいは関西近辺の企業からそういう依頼を受けると、東京の事務所を紹介することが多く、かなりの仕事は東京に逃げています。その東京でも、期末時期とか、集中する時期には依頼をさばきれない、という事情にあります。

また、タダなら相談したいというニーズについて説明しますと、例えば、商談を始めるにあたって相談をする場合、商談がまとまってからベイするのであり、それまでは弁護士に聞いた相談はコストになります。ですから、商売になるまでの間の話は「ちよい聞き」で済ませたいわけです。そこで、その部分は顧問報酬の範囲内で低く受けるかわりに、実際に商売になったら正式にリターンを受けるという形で案件を確保することが考えられ、実際にそのような契約

をしている事務所もあります。

このように、依頼のとり方の工夫や新たな業務の発掘の方法を考えてみれば、それなりの大きなマーケットがまだあると思つています。

需要はそれほどない

中川 今の三上さんのお話は、現在の弁護士業界が東京も含めれば全体としてこなしている話で、新たに需要が増えるという話ではないような感じがします。

もう一つ、先ほど、年齢が高いと採りにくいというニュアンスのお話がありました。現実に企業の採用はそれほど増えていません。独立するといつても、例えば新興の住宅街の自宅でいきなり弁護士事務所を開いたからといってやっていけるものではない。都会で事務所を構えるには、多額の費用が要るのでできない。誰も、そんな不安定な、どうなるかわからないような職業に就こうとは思わない。弁護士を志すという人も少なくなる。ある程度の条件がない

と、弁護士にならうというインセンティブが若い人の間に起きず、どんどん法曹の質が低下すると思つています。

第4部 弁護士・弁護士会への期待と注文

司会 松森 済みません、時間が足りなくなってきました。ただ、今後どういう政策が必要かについては、先ほどから弁護士費用の問題、法律扶助の予算の問題、広報の問題、裁判官・検察官の増員の問題、過疎地対策の問題、あるいは実体法・訴訟法の改正の必要など、いろいろご指摘いただいたと思つています。

そこで、最後に、パネリストの皆様から、今日の議論を踏まえて弁護士、弁護士会への期待あるいは注文を、一言ずついただきたいと思つています。

それでは、石原さんからよろしくお願ひいたします。

弁護士会でもっと広報を

石原 勝手なことを言わせても

らいましたけれども、私の周りの知り合いの弁護士さん達は本当によくやっていたらいいなと思つています。ただし、待てば来るような時代ではないので、事務所を開いたら弁護士さんのところに誰か必ず行くということではありません。弁護士会として、広報については、もうちよつと考えていただきたいと思います。

派遣法の改悪なども

郭 今の競争社会、格差社会の中で言いますと、人権擁護というのは、第一義的には政府の施策と闘うということ抜きに成り立たないと思つています。例えば、今の非正規の問題にしても、結局政府が派遣法を改悪した結果急増したわけですし、年金の問題にしてもそう。様々な問題が実は施策の中に根を置いている。そういうところはどう立ち向かつていくか、どう闘っていくかということがこれ

から本当に問われていくのではないかと思います。弁護士の方には、そういう役割を担い、より市民に開かれ、かつ闘いを挑んでいく、そういう役割を期待したいなど、一緒にやれるところについては頑張つてやっていきたいと思えます。ありがとうございます。

必要な質は人権を守る姿勢

田森 法曹人口の問題は、数の問題と質の問題がありますが、これは別々の問題であり、単純に数が少なれば質が上がるというものではないと思います。提案理由の中に、被疑者・被告人の権利を擁護する能力が必要だと書かれています。本当にそのとおりです。この場合の被疑者・被告人の権利を本当に擁護する能力とは何か、これは質の問題です。法的知識がなければできませんが、それだけの問題ではないと思います。冒頭で光市事件の話をしました。先ほど打ち合わせの際に、どんな弁

護士が理想像かと聞かれましたが、私は、光市事件の弁護団の弁護士だと思っています。あれだけのパッシングの中で被告人の権利を守る姿勢を貫ける、このような能力が大事で、これは司法試験のペーパーテストで計れるものではありません。司法試験を難しくしたからといって、このような優れた弁護士が出て来るわけではありません。質と量の問題は分けて議論しなければならぬと思います。

司会 松森 ありがとうございます。野呂さん、よろしくお願いします。

弁護士への市民の信頼

野呂 15年ほど前、中坊公平先生から「あんたら気付いてないかもしれへんけど新聞記者は市民から嫌われてまっせ」と言われました。弁護士の先生方も、法曹人口問題に関しては「市民に信頼されてまへんで」と。そのことに気付いてほしいと思います。最初に弁護士も新聞記者も民主主義の根幹であ

る言論の力を糧にした仕事だと言いましたが、私は新聞記者として弁護士を信頼しています。今まで嫌いなようなことばかり言っていたけど、と言われそうですが、法曹人口の問題で戦術を間違つたと先ほど言ったのも、やはり弁護士は市民に信頼されるようになってほしい、何とか信頼を取り戻してほしいという気持ちがあるからです。弁護士と新聞記者が手を携えていかないとますます世の中が悪くなる、そう思っています。また、互いに力をあわせて仕事をやっていける機会があればと思います。今日はありがとうございます。

企業法務でも活躍してほしい

司会 松森 ありがとうございます。三上さん、お願いいたします。三上 金融業界は、市民から嫌われていることでは負けないと思いますが(笑)、法曹を志望した人にとって、インハウスローヤーになり大企業に勤めるといのは、資本金に魂を売るといイメージが

あつて、抵抗感が残るのかなと思うことがあります。私どもが採用に踏み切った理由のひとつは、最近の弁護士事務所の待遇を知って、福利厚生なども含めると、銀行の給料体系の中でも十分に処遇できることが分かったからです。そして、少なくともファイナンスというのは、いろいろな意味で契約、あるいは法律事務のかたまりですので、この分野の第一人者というのは、弁護士であれ、企業の担当者であれ、結構な専門家の地位であることは間違いなく、インハウスローヤーとしても誇れるキャリアが築けます。特に、コンプライアンスの立場は、経営の方向、収益を生み出す方向とずれる場面も多く、そういうときに弁護士資格を持っていることは非常に有効です。企業による採用拡大のためには、一つは企業側に対する誤解を解くために、ぶつちやけた言い方をしますが、弁護士は決して特殊な「高い」職種ではないということ、法曹志望者側には、企業法務も十分魅力的な

キャリアであることを、お互いに広報していくことが大切だと考えています。

それから、これを言うのと反発を浴びそうですが、企業に採用を拡大してもらうには、インハウスには弁護士会の諸会費や国選弁護等の公的負担を軽減すべきだと思います。弁護士会の諸会費は他の資格と比べてもかなり高額です。また、企業に勤めながら国選弁護をすることは、事実上不可能だと思います。困ったときに相談する相手もいませんし、接見交通を銀行のメールアドレスで行うという場合には、企業秘密の流出阻止のために接見交通内容を私どもが査閲したり持ち出し制限したりしていいのかわからない問題があります。このあたりの誤解・行き違いを解いて、企業で活躍する弁護士が胸を張れるような時代をつくってほしいと思います。私どもとしては、半分以上は私どもの役目であると思っております。私どもとしては、今後、たくさんの法曹が企業の中で活躍していける素地をつくって

いきたいと考えております。

司会 松森 ありがとうございます。ちなみに、三井住友銀行は、今まで企業内弁護士は4人でしたが、今年新たに4人採用されたという事です。泰山さん、よろしくお願ひします。

裁判は社会を変える契機になる

泰山 現在「偽り」の問題がいたるところではびこっていますが、弁護活動は社会に大きな影響を与え、特に裁判などを通じて、社会を変える契機になると思っております。例えば、マクドナルドの名ばかり店長の問題、松下プラズマ・ディスプレイの偽装請負の問題、トヨタや東芝の過労死、過労自殺の問題、あるいは私たちが一緒に活動している屋嘉比ふみ子さんの均等待遇問題など、画期的な勝利判決をもたらした社会を変えていく大きな契機となっています。私は、今後も弁護活動により社会が変わる、社会を変えられる皆さんの活動に大きな期待もっていますし、

混迷久しい労働運動の中にいる者としてはなおさらそう思います。

私たちは、関西でコミュニティ・ユニオンのネットワークを形成しており、お互いに代理人の動向も含めて情報交換をしています。皆さんでもしユニオンに遭遇するものがあれば、問題の穏便な解決に役立てるために、ご一報をいただきたいと最後に申し上げたい。ありがとうございます。

司会 松森 最後に、宮崎さん、お願ひします。

弁護士の実情について理解を

宮崎 1点だけ野呂さんに対する反論があります。先ほど新聞社は、すべてが法曹人口問題に対しては弁護士会のあり方に疑問を持つていると仰られました。以前と比べると大分変わってきました。特に地方紙、例えば川北新報とか、そういうところは確実に変わってきています。そういう意味では、理解は進んできていると思えます。それから、インハウスローヤー

のことで言いますと、インハウスローヤーは、現状ではほとんどが外資系企業です。今心配なのは、リーマンが破綻して、リーマンに雇われているインハウスローヤーがどうなるのか。リーマンに限らず、これから弁護士の失業というのが問題になるのではないかと。そういう意味では、泰山さんが活躍できるんじゃないかと、こういうようなことも思っています。

より良い司法実現のために

司会 松森 ありがとうございます。

今日は、皆様から、人口問題についての意見だけでなく、弁護士や今の司法について多くの課題があるという指摘をいただきました。第1に、弁護士は、費用がわかりにくい、専門がわからない、何をしてもらえるかさえわからないという話がありました。ひと言で言えば、弁護士は、まだまだ頼みにくい、相談しにくい存在だと

いうことだと思えます。

第2に、頼みにくいのが、弁護士や司法への期待がないのかといえ、皆さん、そうではなく、非正規雇用などの労働の問題や、泣き寝入りしている消費者が多いという問題、外国人の差別の問題、あるいは刑事司法の問題、言論の自由など基本的人権の問題、企業における需要の拡大などの指摘があり、弁護士に活躍してほしいというお話がありました。

第3に、現在、急速に法曹の増員が図られています、これについては今の法曹の人数で十分だという意見は少ないようですが、合格者を3000人にするかについては、今日は、決まったことである、あるいは増員の必要があるという意見があり、他方には、弊害が出るので反対だという意見があり、人数まではわからないという意見もありました。この点について具体的な議論はなかなか難しいようです。

費用や専門の点などで利用しやすくなればもっと弁護士や司法は

利用されるはずだという意見があると同時に、今日のパネリストの方でも個人的に弁護士を利用したことがあるという方は少ないという現実もあります。私たちは実情を説明し、急激すぎる増員の弊害を訴え、適切な増員にする必要があると思えます。

第4に、それでは、どうするかですが、人口問題も含め、司法がきちんと機能し、もっと利用されるようにするには何が必要かという視点で、司法のありようを点検する必要があると思えます。なかでも、司法を利用する費用の問題が重要だと思えます。高額の問題でないと弁護士には頼めないという理解がされていますが、今日も、現実には、多くの弁護士が手弁当でさまざまな人権救済に取り組んでいますという実情がうかがわれました。しかし、それはいびつな形であり、紛争に巻き込まれた当事者に自己負担を求めるとはなく、また、弁護士の犠牲的精神に依拠するのではなく、諸外国のよう

扶助に金を出し、国民は費用の心配なく司法が利用できる、また、弁護士には適正な費用が払われるようになるべきだと思えます。

これは国の予算にかかわることですから、今日のように各界で活躍の皆様と弁護士会で意見を交換し、連携していくことができます。必要になつていきたいと思います。

最後に、きょうお話しいただきました7人のパネリストの皆様方に、拍手でもつてお礼を申し上げます。シンポジウムを終わりたいと思えます。ありがとうございました。
(拍手)

第4 若手会員のアンケート